

参議院社会労働委員会會議錄第二十五号

昭和三十六年四月二十六日(水曜日)
午前十時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事

委員

國務大臣

鹿島	俊雄君
勝俣	稔君
紅露	みつ君
谷口弥三郎君	
徳永	正利君
横山	フク君
相澤	重明君
村尾	重雄君

政府委員

古井 喜實君
安井 謙君

事務局側

高田	浩運君
太宰	博邦君
大山	正君
大島	靖君

説明員

員	常任委員	增本	甲吉君
	會專門員		
厚生省社会 局庶務課長		實本	博次君

○社会福祉施設職員退職手当共済法案

○委員長（吉武恵市君） ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

社会福祉施設職員退職手当共済法案を議題といたします。

すでに補足説明は聴取いたしておりますが、さらに詳細な説明を政府委員より承りたいと存じます。

○政府委員（太宰博邦君） 先般、提案理由に続きまして若干補足説明をいたしました。その数字の件につきましてなお少し補足して説明させていただきます。

お手元に本法案の参考資料というものを差し上げてございますが、その六十一ページ以下に統計の資料のごく関係のありますものだけを書いてございますので、それについてちょっと説明をさせていただきますと存じます。

まず第一に、社会福祉施設の数でございますが、先般申し上げましたように、民間社会福祉事業施設の中におきまして、特に公の責任で措置いたすべきものを民間の社会福祉事業施設に委託している、そういうものを取り上げまして、そこに働いている従業員の方々に、公立の施設で働いている方々に準ずる退職手当を支給いたしたいと、かような考えてございまして、それに該当する施設といたしまして、その数がどれくらいあるかということをごにこした次第でございます。右側は五千四百六十四施設でございます。

このうち、一番末尾にございます婦人保護施設と結核回復者後保護施設は、政令でもって規定したいと私もどが考えているものでございます。法律の第二条の五号で政令で定めるものに規定したいと考えている施設をそこにあげた次第でございます。

それから、次の(2)の、その施設に従事しておりますこの法律で規定しました職員の数でございます。合計いたしまして三万五千九百七十六とございます。これは、右の上の方にございますように、三十五年の四月三十日調べでございますして、その後の自然増もござ

ございますし、さらにこの資料を取りましたときの資料に不備なものがあるために数字が取れななんでも若干ございいますので、そういう点も加味しまして、この法律の実施になりますときの数字としては約四万人くらいに大体なるうかと、かように考えておる次第でございます。

し、それが自己の都合以外で退職いたしました場合には、それが少しくなりまして八万円以下になる。さらに十年をこしまして十一年以上で退職いたしました場合には、十六万八千円以下である。それから二十五年以上で退職いたしました場合には、さらに割増しを二割五分ほどつけてまして、たとえば三十年でございすると三十三万円というほどに相なります。それから一番右には、その退職が業務上の負傷疾病によつて退職したという場合にござしましては、さらにまた五割増しというふうなところで計算いたしておりますので、たとえば三十年であれば約四十万円近くのを差し上げると、こういうようなことをめどとしてらんに入れた次第であります。

それから次の第四表でございます
が、右に申しましたような退職手当金を支給いたしまする収支の措置でございます。大体先ほど申しましたように、この制度が発足いたしまする際には、まず四万人近くの方であらうというので、一応四万人とまゐるくいたしまして、それからその後の自然増及び退職された方との関連を考えまして、三十七年以降にこのくらいの方が加入してくるであらう、それから退職される方も普通の場合よりもかような制度ができますれば、幾分退職される方も腰を落ちつけて働いていただけるだらうということを若干予想いたしましたして、退職の数を翌年から五千百というふうにして、だんだんとそこに書いてござ

手当金額も従いまして半年分で低くなっています。それから都道府県の負担もそうであり、一人当たり年負担も半年分でございますので七十三円、翌年になりますと年間まるまるになります。百九十九と、約二百四くらしいになります。それから二十年くらいにいたしましても千七百九十一円くらしい一人当たり、従いまして、五人の従事員がおります施設は、これにたとえ五五人でございまして五倍したものを年額負担すればいいわけでございまして、従いまして、月当たりでいたしますれば千円そこらで済むと、かようなことでございまして、この程度でございまして、今日の施設の経営者の方々も喜んで納めるし、また、納めることが可能である、かように伺っております次第であります。大体さようなことで、簡単にございましてけれども、数字につきまして御参考のために御説明いたしました。

○委員長(吉武重市君) 御質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○坂本昭君 ます、社会事業をやっておられる、特に民間の社会事業家に対して退職金を支給される、こういう考えのもとに立法されたこの法案の趣旨は、私は悪いとは思いません。退職金を差し上げるといふことは、けつこうなことです。が、まず内容的に非常に少ない額だということ、従来までもそうですけれども、今後社会事業家に犠牲と献身をいわば強制すること、しかも、少額の退職金でまんでくれということは、どうもあまりにも事態を糊塗し、それから社会事業家を愚弄するものはなだしいではないか。趣旨と

してはいいが、こういう程度ではきわめて不完全だという私は感じをせざるを得ない。退職金ももちろん必要です。しかし、われわれが当面する問題は、一体、今日の民間の社会事業家は、毎日の生活の賃金と労働条件において、はたして十分な待遇を受けているか。そういう点を十分に検討を加えないで、退職金をやるからまあ一つがまんして勤めてくれ、二十年、三十年勤めてくれ、なるほど二十年、三十年後になると、比較的退職金もふえてきます。しかし、そういうことで、たとえば今局長から説明がありました、二十年後といえども何百万というものはもたせません。事業団の理事長あたりだと、四年勤めても三百万もあたる。ところが、社会事業家の人たちは事業団の理事長よりもっと苦しい勤めをやりながら、おそらく二十年、三十年勤めても、あとで質問しますけれども、二十万、三十万くらしいの金しかもらえない。こういうことでは私はこの法案の根本的な趣旨にももとので、この際、十分社会事業家、特に民間の事業家の生活の実態を検討をして、これを機会に将来十分な立法を考えていきたいと思います。

一番最初に大臣に伺っておきたいのは、一体、社会事業に対する国の責任を大臣はどう考えておられるか、まずその点を御意見を承りたい。

○国務大臣(古井喜實君) 一方から言いますと、国みずからやるべきことを民間の方でやっていたくような面がありますからして、国として行き届かぬところをやつてもらっているという面がありますから、それに応じて考えなければならぬという面があると思

います。同時にまた、民間の自発的な精神、考え方、施設をやっていたところがあるところにも非常に尊いところがあるものであります。そういう考え方が民間でだんだんまたそっちにもこっちにも起る、こういうことも、これも喜ばしい、歓迎すべきことであります。そので、ただ国のお手伝いというだけで割り切つてしまふのもやはり若干問題が残るような気がいたしますので、その辺を両方考えあわせてこの問題を前進させべきものであると私は思うので、そういう考え方、今日のところは行きたいと思っております。

○坂本昭君 先ほどの統計を見まして、社会福祉施設、いわゆる法的に確認せられた社会福祉施設の公営と民営とは、この数でいくという、七千二百八十一と五千四百六十四とになっています。半々とは言えませんが、非常に隔差のあるものではない。それから、実はこの統計にあがってこないところの社会福祉施設というものがたくさんあるのです。これはたとえば社会福祉施設の中でも、六十三ページの左の方に、保育所のところを見ていただくと、公営が五千四百九十六に民営が四千二百四十一あります。ところが、そのほかに無認可の保育所というものもこれは何百かある、そういう点で私はこの統計に漏れたところの、ほんとうに自発的な福祉施設というものをあげてくるとこれは半々ぐらいい上がるのではないかと、そして今のよう

に、大臣のように、その民間の神様のような社会事業家の自発的な意思におまかせするということは、これは非常にけつこうなことです。が、私が最初お尋ねしたのは、こういう社会事業とい

うものを、そういう国民の有志の自発的なことにまかせてはたして福祉国家を作ることが出来るか、そういうことによろしいのか、つまり国の責任はいかにすべきであるか、そういう基本的なお考えを伺うのであつて、もう少しその点明確にお答えをしていただきたい。

○国務大臣(古井喜實君) ちろんこれはその方面だけにたよつてはつておく、こういうのはいけない、誤つておると思ひますから、公の施設をすべきものはできるだけ整備して普及していくということにはしなげなうと思ひます。ただ同時に、自発的に民間の方であつて、こういうのがそちこちに起こりますこともこれも歓迎すべきことであります。この社会をうるわしくする一つの面でもありますので、それはそれで大いに歓迎する、そこに肩がわりしてもらつてというのには度が過ぎますけれども、そういう方々も大いに歓迎をして感謝しつつ伸ばすようにしていきたい、こういう意味で申し上げておるのであります。公の施設をそちこちにまかしておいてこつちを抜いてはつておこう、こういう考え方はないのではありません。すべきことはしなげなう、こういうふうに思ひます。

○坂本昭君 うるわしい社会を作るお考えはけつこうなものです。また、現実社会事業というものは宗教家によつて経営されている面もたくさんある、その宗教の中のあるものは特殊な基金を持つて、そして宗教的な信仰的な立場で財政を度外視した運営——その中でひたすら精神的な献身に重点を置いて運営されている面もあります。

が、今日の社会事業というものの実態はそれよりもより強く財政的な面に支配されている。現に民間の福祉施設に国が委託している事業はたくさんあるし、そしてその委託費の中ではないいろいろな内容が入つておつて、何も必ずしも精神的なものにのみまかしては、今日ではなくて、私はある意味では、今日わが国が福祉国家を志すとする以上は、この社会事業家というものを単にそういう精神的なうるわしい社会を作る特殊な人間として見るよりも、むしろ福祉国家を作るという大きな目標からいえば、公務員に、法律的な言葉で言えば公務員に準ずるような扱い、また同時に、それだけの責任、そしてなおその上に社会事業家の特性である奉仕的な、献身的な信仰的な宗教的なそういう行動をお願いする、私はそれが建前であつて、ただいまの大臣のお話を聞いてみると、何かそういう特殊な人の特別な志にまかせ過ぎている印象を私は受けざるを得ない。私は、と明確に福祉国家として立つ以上は、その運営が国あるいは地方自治体の責任であつて、あるいは民間の責任であつて、ともに公務員的な、つまり広く国民全般に奉仕するというような精神を要求するとともに、それだけの待遇も当然与えなければならぬ、私はそう思うのです。その点公務員に準ずるといふ言葉は少し強いかもしれませんが、そういう待遇の面における大臣としての所見を伺いたい。

○国務大臣(古井喜實君) 伺っているあなたと少し食い違つてはいる点がある、公の施設として整備していくものは整備していかねばならぬ、それ

はそうでありまされども、また、奉仕的な民間の人の自発的な意欲によって、たとえば金ができた、飲んだり食ったり自分だけの榮華に使おうというのではなしに、社会事業の施設などをやってみようということは大へんいいことだと私は思うのです。それからまた、精神的にも指導するに足るような人がむしろそういう方面に奉仕してもらおうということは非常にいいことだと思ふのであります。こいつをみんな公務員だ役人だというみたいな格好にはめてしまつてという考え方は、私はちょっと割り切れない。しかし、さうばつと割って、この社会的活動に対する敬意は表さなければならぬし、また、対価という意味ではありまされども、考へるべきことは考へなければならぬという点は残ると思ひます。けれども、型にはめてしまつて公務員的にしてしまつてしまつては、これは少しまだ自由主義社会のあり方としては私は問題が残ると思ふのであります。これはあるいは考へ方の違いかもしれまされども、実際問題はそう距離があるわけではございませぬが、あるいは少しそういう点がちよびと残る点があるかもしれないが、両面を私は伸ばしていく方が望ましいのだ、こういうふうに通うのであります。

ジョーンズ・ホプキンス大学、これはジョーンズ・ホプキンス兄弟によって彼らの財産の上に築き上げられたすばらしいこれは医療施設になつてゐる。が、これはそういう確かに言われる自由主義の考え方のできたのだが、今の日本にはそういう自由主義はないのですよ。そういうものなしに、われわれは今二十世紀のこの混乱の中でこの新しい福祉国家を作ろうとしてゐる。私はその認識を欠かれたのでは、これは自民党左派の古井大臣とも私は言えないと思ふのです。私は、少し驚き入つた次第なんです。こういうことでは困るのです。それは日本にその大臣の言われるリベリズムがあつて、日本の金持ちが、この間静岡県ではばつばつその財産を提供していろいろと社会事業に出していますけれども、日本の金持ちというのはほんとうに弱肉強食の古い、とにかくアメリカのジェファソン以前の弱肉強食のリベリズムであつて、それはだからもう十八世紀のもつと前かもしれない。少なくとも今大臣の言われるのは十九世紀末葉であつて、二十世紀には通用しませぬ。そんな考へで日本の福祉国家をやつていこうとするのは、厚生大臣、私は見直します。だから私は、何も公務員に準ずるといふのを何か型にはまつたといふことではなくて、今日の社会事業家の給与といふのは非常に低いのです。私は、その点についてはあとでこまかく局長から聞こうと思つておつたのですが、どうも大臣の認識があまりにかけ離れておりますから、それではこの際一つ社会事業家の今の給与の実態を伺いましょうか。まずこの第一表にありますが、公営と民営

の給与について一つ統計的な数字を局長から説明して下さい。
○委員長(吉武恵市君) ちよつと速記をやめて。
○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて下さい。
○政府委員(太宰博邦君) ただいまの御質問でございしますが、たまたま手元に養老施設につきましての公立と民間施設との職員の実態給与を調べたのがございします。それを申し上げてみますと、昭和三十三年の四月の調査でございしますが、公立施設の職員の方が、これは本俸でございしますが一万二千八十七円四角でございします。これに對しまして民間施設の職員は一万二千三百三十三円とございまして、公立施設の職員に比べまして、お話のように、約八五〇程度のところとございします。それで、この点につきましては過去のそれぞれの経緯はあると存じます。が、先ほどの御指摘にもありましたように、極力この民間施設に働いてゐる方々にも安んじて働いていただくために給与の改善をいたしたいといふので、昨年の補正予算におきまして御承知の通り、一一・九〇のベース・アップをいたし、それから続いて今年度予算の際に、その上に七・五〇のベース・アップをいたしました。大体それによりまして推計いたしてみますと、今日におきましては、約九〇〇のベース・アップの線にまで近づいて参つたといふふうに私も考へております。このほかに、たとえば年末、期末手当等は公務員並みに三ヶ月出すようにいたしました。かような点でまだまだ私どもも決して十分だとは思つておりませ

ん。先ほど大臣も申されましたように、この方々にやはり大いに働いていただくためにはいろいろな面でこちらも手当をせねばなりません。この給与の面につきましても今後とも努力して参りたいと思ひますが、まあ一歩々前進しておることは一つ御了承いただきたいと存じます。
○坂本昭君 このこまかい統計についてはまだいふ疑義がありますから、あとで労働省の基準局長から、社会事業家の労働の基準がどうなつてゐるかといふこととにらみ合わせてもう一ぺん詳しくお尋ねしたいと思ふのです。まあ今は大臣が時間の都合があるといふので、一応大まかなこの法案に対する心がまえを伺つて、そしてそれからあとで詳細な審議に入つて、それからあとでまた締めくくりにもう一ぺん大臣に伺つて参りたい。そういうふうな議論を進めますから……
それで今大臣は、公務員に準ずるといふことを、型にはまつた社会事業を行なう、そういうようなことは精神的な自発的な社会事業家の運動を束縛するやうな御説明であつたのですが、そういうことを言うならば、これははなはだ厚生省の公務員に對しての私は失言だと思ふですね。厚生省の公務員などといふものはそういう型にはまつたことはやつておらないのです。これは、たとえば太宰局長でもなかなか型にはまつた人物ではないのです。ところどころに應じてなかなか名言を吐くし、卓説も述べられるし、やはり役人といふものを型にはめて考へられるといふことは誤りで、私はこの際非常に強調してゐるのは、公務員に準ずるといふことは型にはまつたとい

うのではなくて、待遇の点をつまみ私には言つてゐるのです。だから今伺ひしても、大体二割に近い差があつて、それが一割に近いところまでこぎつつけられたといふ点は、この統計的な事実にはまあ私は十分納得しませんが、とにかく給与の点において、少なくとも公務員に準ずるその待遇を与えることによつて、福祉国家としての任務を果たしてもらいたいということが私の言いたいことで、その点ならば大臣も賛成されて社会党にお入りになるのじゃないかと思ふのですが、その点いかがでございしますか。
○国務大臣(古井喜實君) この民間施設の従事者の待遇を惡いままではつていてよいとは思ひません。そのために、十分だとは思へぬかもしれまされども、ごらんのような施設を授けたり、積極的に始まつてゐるわけでありまされども、その点はあなたのおっしゃることと同じことであります。さっきの答弁は、民間施設が興つたりますことはこれは悪いことじゃないので、民間施設は大いに歓迎すべきことであると、こういうことをさっきは言つたのであつて、民間施設の活動に對しては大いにけつこうなことだし、感謝すべきことであるからして、喜んでその活動を受け入れると同時に、立つていくようにこちらがすべきことはする、これは大いにさうしなければならぬと思ふので、民間施設は大いにけつこうなこと歓迎すべきことだといふことを私はさっき言つたのであります。その点は大きな違いはないと思ひます。待遇などをほつといひたいとは初めから思つておりませぬからこそ、足らぬながらも前進をしておる

と、こういうことでありますから、これは社会党に入らぬでも入っても、やることは似たり寄ったりだろうと思ひます。

○坂本昭君 それで大臣にも一つ続けて伺いたいのは、今度のこの法案について口の悪い——口のいい人かもしませんが、社会事業の社会事業だと批評している人もおられるのですが、大体この民間社会施設に働いておられる人たちの労働条件が劣っておる、ということ、私は大臣も認めざるを得ないので、これは大臣も安井自治大臣にも伺いたいのですが、地方自治体における各種の民間社会事業の施設における職員の労働条件がよいとお認めになつておられないか。たとえば厚生大臣に伺いたいのですが、社会保障の中でまず賃金の問題、所得保障、それから厚生年金あるいは健康保険、失業保険、こういったものがいわゆる民間の社会施設の職員の人たちに十分に現在できているというふうにお認めになつておられますか。

○国務大臣(古井喜實君) ただいまのお話は、社会福祉施設の従業員のことだけではないかもしれぬと思ひますけれども……

○坂本昭君 いや、民間だけのことなんです。

○国務大臣(古井喜實君) だけのこと……十分に……

……、だんだんこういうふうな改善を加えていかなければならぬ、また、それは取り組みなければならぬというわけでは取り組むということ、十分だつたらば……

十分でないから、こういうことでやっておるわけでありませう。まだ、これで十分だとは、あなたもお考えにならぬ

だろうし、われわれもこれでおしまひだと思つておりません。まだたくさんあると思つております。山ほどあると思つております。

○坂本昭君 あとでこれは局長に数はお聞きします。ひょっとしたら、局長調べていないかもしれぬと思ひます。つまずき、民間の社会事業家のそういう社会保障がどう行なわれておるかというこの調査さえできていないのじゃないかと私は心配しているの、これはあとで伺いますから、その数をもつてもう一ぺん大臣に伺います。が、一体、今後、この退職共済でどれだけの金をもらおうと大臣は計算しておられるのですか。たとえば、今度任意加入で入れますか。入つて、それで一体幾ら金をもらうのか。十分でない、十分でないと言われまうけれども、一体どれくらいいもうとというつもりで大臣は、一体、この法律案をお考へになつておられるか。

○国務大臣(古井喜實君) 試験を受けるようなあんばいですが、あなたの

おっしゃるの、この金額をどれくらいこの案によつてもらうようになるかという……

……、金額は、御説明を申し上げります通り、金額は、その通りの金額であります。十分だとは言つておりませんよ。言つておりませんけれども、今までなかったのですから、ここは買つてもらふといふかと思ひます。なかつたものを一歩でも二歩でも、これは前進だと思ひます。これはそこだけは一つ買つていただきたと思ひます。

○坂本昭君 一人について幾らという

……この説明は欠けているのです。もう一ぺん、それじゃ局長から説明して下さい。

○政府委員(太宰博邦君) ちょっと御質問の趣旨を取り違へているかもしれませんが……

……、先ほど申し上げました、六十六ページ、七ページの第三の表が、各施設に働いてる従業員が何年か勤務されて、そして何らかの事由によつて退職をされて、この法律によつてその退職手当を支給する場合の一応の見取り図をお目にかけたわけです。従ひまして、たとえば、十年で病氣等のために退職されるという場合におきますと、その第三表の、自己の都合以外で退職をしたという、八条第二項の規定によりまして八万円、これは御承知かと思ひますが、もう一ぺん申し上げます。

○坂本昭君 それでは、先ほど、理事長が四年勤めて三百万円もつたという……

……、四年加入して一万九千二百円です。ところが、実際は、これに加入してからの四年ですから、今まで二十年も三十年も勤めておつた人も一万九千二百円しかもらえないという現実なんです。こういう現実では、苦勞してこられた社会事業家に対して、私は、十分な措置であるとは思ひきれない。

……、これだけのことをするために、国と、それから県と、それから施設とが、それぞれ負担金を出し合ひますが、この法律案を見ますと、その出し合ひ額について、十八条と十九条に、国は「退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内」、それから都道府県は「費用の一部を補助することができる」、こういうこと

……になつておる。今日、先ほど来申し上げた通り、民間の社会事業施設というものは、経営も非常に困難であり、そのために、職員の労働条件も非常に悪い。そういう中で国は「三分の一以内」、三分の一以内」ということは、十分の一も、百分の一も三分の一以内になります。それからまた、都道府県の補助というものは、「費用の一部」ということは、三分の一の場合もあれば、あるいは十分の一の場合もあれば、百分の一の場合もある。こういう不明確なことをすれば、全部施設の経営者に負担が、私は、かかってくるのではないかと。それに対して、まずこの法律に対する責任者である厚生大臣の所見を承りたい。

○政府委員(太宰博邦君) ちょっと便宜私から御説明申し上げたいと思ひます。

……法律の十八条にはお話のように、予算の範囲内において、「支給に要する費用の三分の一以内」というふうな表現をとつておられますが、これは他の法令でも大体、間々こういうふうな「以内」という文字をつけたたりすることがございますが、実際には三分の一は必ず出さないと……

……、それは私ども申し上げて差しつかえないと思ひます。

……、それから都道府県の補助関係でございますが、これは今、自治大臣も御出席でございますので、御答弁願ひできると思ひますが、私も事務当局同士の話し合ひにおきましては、これはこういう表現をとつておられるけれども、十分協力する……

……、従ひまして、御心配のような、三分の一以内だから十分の一も以内、結局施設長にものすこ

……い負担がいくのじゃないかという御心配は、私はそういう御心配はしていただかなくてもいいという……

……、この際、速記録に残しておきます。「三分の一以内」ということは、「三分の一」と同じだ……

……、そんな数字は初めて聞きますが、「三分の一以内」ということは、「三分の一」と同じだと……

……、初めから「三分の一」とちゃんと書いておいても……

……、それはいいと思うのですが、それだけ……

……、責任を今後において……

……、消していただきたい。厚生大臣の責任ある御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(古井喜實君) これは御案内のように、補助という法的な形式をとつておられますので、そこで、この負担金とかでなしに、それで普通の例に従つて「以内」と書いておるのでありますけれども、しかし、事柄からいって、こういう社会福祉関係の施設の問題でありますから、運用の上では三分の一は必ず出さう、こういう考え方を……

……、持っておるのであります。運用の上では……

……、法形式はこういうことになつて……

……、ありますし、今度もそういう考えで……

……、いかに、その考え方を堅持して……

……、ければならぬ、こういうふう……

……、おります。

……、県の補助のことは、自治大臣がお話……

同じ——法の上の形は形として、事柄の性質からいって、特別な考えはないと私も思っております。これは自治大臣が御答弁になると思ひます。

○坂本昭君 それでは自治大臣に、今の十九条の「費用の一部を補助することができる」ということについて、所管の局長は十分に協力してくれることだと確信するといふ御答弁があり、厚生大臣も三分の一都道府県は出すといふ御答弁ですが、自治大臣としてもこの際、責任のある御答弁をしていただきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 私どももいたしまして、この法律の趣旨は非常にけつこうなことだと思ひます。今の厚生大臣のお話で、十分であるかないか、いろいろ議論はありましようが、これはぜひ実現した方がよいと基本的に考えるわけでございます。従ひまして、地方団体にございまして、都道府県でもできる限りの援助はすべきであると思ひます。しかし、御承知の通り、自治体に対しては幾ら出せばいいか、自治省としては、これに對して大體国が考へておると同じような程度で措置し得るような処置を今後三十七年度の予算でとつていきたいと思ひます。

○坂本昭君 ということは、地方によつては再建団体もあれば、いろいろと財政の困難なところもある。そういうところで、また、そういうところこそ貧乏が多くて、社会事業が必要なんです。そういうところこそ、また、こういう社会事業の施設に對して、国な地方自治団体が責任をもつてあげなければならぬ。そういう場合に交付

税あるいは特別交付税、そういった面において、都道府県の財政を十分にめいどう見ながら、今の十九条の三分の一という線を必ず達成するような行政指導を、また、予算的な措置をとつていただけますか、もう一度念を押しておきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 今の十九条で、三分の一ということをはつきりうたつておられぬわけでありまして、自治省といつたしましては大体交付税というものにおいて、そういった程度のもので今後年度以降見込むつもりで考えております。

○坂本昭君 それではこの三分の一以内ということと、費用の一部ということについては三分の一という理解で、この法律を来年度政府は責任をもつ、そう一応この際念を押して理解をしておきます。よろしいですね。

○国務大臣(古井喜實) その通りに思つております。

○藤田藤太郎君 私は、自治大臣にこの際聞いておきたいんですけれども、地方自治体の給与に段階が非常にたくさんある。それからこれは退職金をやる分の法案ですが、退職金、年金、こういうものについても非常に高低の差があると思ひ、高い低いがあるんです。その中でこれは十年以下でやめる人といふのは——この保護施設にあられる人といふのは、一般の会社と違つた状態におられるわけですから、あとは厚生大臣に聞きますけれども、だから自己の都合というても、むしろ社会福祉的な格好で、結婚前の女性が非常に重要な役割を占めておられる場合が多いと思ひます。だから、そういうところを、こういう格好で百分の六十と

いうことで扱つておるわけです。これは厚生大臣に聞きますけれども、こういうことになつて、最後の表でいくと四年たつて一万九千円くらいしかもらえないといふことですね。三年で一万四千円の額にしか——これから出納するのですからなつていないのです。本来自治体の職員としては、これは相当もつと高いのじゃないか、もつといわゆる国家公務員よりいいところが非常に、六大都市なんかむろんそうですが、あるのじゃないかと思ひますが、これはどうなんですか。一歩踏み出すといふ厚生大臣のお話がありましたけれども、自治省の立場から見たら、こういうものはもつと実質的でないものを作らなければバランスがとれないよいうな気をおもちになりませんか。それをついて聞いておきたい。

○国務大臣(安井謙吉) ごもつともなお話だと存じますが、これは何分今までの慣習もあり、財政事情もあらうと思ひますので、今の御趣旨の線には徐々に沿つていくように今後も努力したいと思ひます。

○藤田藤太郎君 それは徐々に上げていくというお気持は、それで非常にけつこうだと思ひますが、今出納にあつて、あまりにも低いから、あなたの方の管轄における地方自治体のこういう退職金とか、年金とか、そういうものがあるわけですから、それと比べて見て、あまりにもかけ離れていやせぬかといふこと。徐々にやつていくと言へばもうそれまでです。現実に出発にあつてあまりにも低いのじゃないかといふ感をおもちになりませんかといふことを聞いておきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 公務員は相当

な年限動めた最終給与でこれをきめるというふうな建前でもありませんし、民間のこういう種類の団体といふものは、いろんな形もありましようし、また、財政状況、あるいは仕事の内容もいろいろ変わつておりますので、ちよつと一がいにこれが低過ぎるなら低過ぎるという御議論はありましようが、今は低過ぎるからこれを直ちに幾らに上げてほしいといふのは、私どもとしても要求いたしかねるということでございます。

○坂本昭君 それでは次に大きな問題として、振興会の問題を大臣に伺つておきたいと思ひます。

今度の事業の主体は社会福祉事業振興会がすることになっておりますが、一休今日この振興会を大臣はどう考へておられるか。そうしてまた、今度のこいう退職金共済ができるについて、この振興会を今後どういふふう運営していくか考へか、その問題について御見解を承りたい。

○国務大臣(古井喜實) これはお尋ねの御趣旨をちよつとつかみかねるわけでありましようけれども、振興会に對してどう考へるか、どう運営していくつもりかといふお話だが、お尋ねの意味をつかみかねるわけでありましようけれども、振興会は従来から御承知のようにそれなりの、それ独自の法律に基づいてあの通りに今日まで活動してきているわけでありまして、本来の仕事は仕事にやらせると、今度の仕事も振興会にやらせると、独自の形であるか、問題はあつたであまりましようけれども、基礎もしつかりしているように思ひますし、また、こういう形式でやつた方がどうも適當だといふので、振興

会に今回の退職金の仕事もしてもらふことに考へてゐるのでありますが、お尋ねの意味によりましてまたお答えいたしたいと思ひます。

○坂本昭君 私の伺つた意味は、今日の振興会は振興会としての社会事業に對する融資の面で、まず十分な活躍をしてゐるかといふことが一つの問題。さらにこいう振興会が、今度の退職共済といふような仕事を受け持つのはたしてふさわしいかどうかといふ、これが第二の点、むしろ他の機構をもつてした方がいいのではないかといふ点が第三。それから第三は、しばらく一応いろいろの欠陥はあるにしても、今後この振興会にさせるについて、今度の退職共済をさせる上で、運営機構を改めるとか、何かさういふお考へはないか。

大体その三つの点を含めて伺つてゐるわけですが、局長じゃなく大臣から。

○政府委員(太宰博邦君) 大臣から答弁申し上げます前に、便宜先に私から一つ申し上げます。

この事業を社会福祉事業振興会に行なわせます。つきましては、この仕事自身が長期にわたるものでございまして、従つて、その事業主体が永続性を保証されていなければならぬ。それからこいう公的な国の施設としていたしますためには、その退職金の給付が確実に行なわれまうために、国の監督が十分に行なわれまうようなものでなければならぬといふようなこととか、これはどうしても普通の団体ではいけない、いわゆる特殊法人といふものであつてしかるべきじゃなからうかといふことございまして、この種の仕事をやらせるといふことであります。

れば、他にたとえ社会福祉協議会といふようなものもあるいは考えられるかもしれないけれども、先ほど申し上げましたようなことから、特殊法人であるという点からいいたしまして、これは社会福祉事業振興会に行なわせるのが適当であらう、こういう結論に達したわけでございます。社会福祉事業振興会は、申し上げるまでもなく、御承知の通り、法律に基づきまして特殊法人でございまして、社会福祉事業の施設の振興をはかるというところをその目的として設立せられた団体でございまして、この団体にさせることがその点からいいたしてもふさわしいことであらうと、かように考えておるわけであります。ただいまの振興会が今までのところにおいて十分な機能を發揮してきたかどうかということにつきましては、いろいろ御批判はあろうと思ひますし、また、その御批判の点を私も率直に承つて、これをよりよきものにしたいという気持はやまやまあるものでございますが、今までこの振興会の事業に対して国から出資いたしました額が、三十六年度の九千万円を含めまして七億でござい

ます。この七億円の資金をもつて低利、長期の融資をしておるのでございまして、こういうような点からいいたしまして、この資金の量がそういうふうに限られた資金でございまして、という点からいいたしまして、私どももいたしましては、まずまずその目的は果たし、民間の社会事業施設の方々にも喜ばれてゐる。ただし、これが十分だとはもちろん申し上げません。御指摘のように、もし至らない点があり、また、私どもも考えまして今後伸ばして参りたいと思つております。この法律を振興会に行なわせることにつきまして、その運営機構等につきましては、事務的な内容等も強化いたす予定でござい

ますので、また同時に、この地方の方面につきましては振興会だけではやれませんが、その事務の一部を委託して、施設の連絡をよくし、施設の職員等の気持なども伝へるような仕組みも考へておる次第でござい

ます。○国務大臣(古井喜實君) 従来の振興会の活動実績につきまして、今も局長が申しましたように、見方はございしようけれども、これはこれに活動をしてきておると私は思つておりますので、将来さらに伸ばす点もありましようけれども、活動は、必要な活動はしてきてゐるという認識を持ておる。それからこの退職金の仕事をここでやらせるという点は、これも今局長から説明いたしました、この振興会の性格からいってそぐわぬわけのものでもない、まあ積極的にいへばふさわしい仕事かもしれない、また、それならほかの方法でどういふ方法があるか、よりよい方法があるかといへば、どうも多数の施設のあることである、範囲も、分界も市町村など

のようにはつきりしないような点もあるかもしれない、他に適当な方法、より以上の方法も考へにくいように思ひますので、かたがたこの振興会にこの仕事をさせるというのが最善ではなからうかという結論であるのであります。これをやっていくための振興会の整備というか、強化の問題は局長が申上げた通りであります。○坂本昭君 もつと事務的な問題につ

いては、後ほど局長と議論をして、またあとで大臣に伺ひたいと思つたのですが、確かにこの振興会にこの仕事をさせるのがいいかどうかについては、厚生当局もいふぶん考へたろうと思つた。非常にこれは問題があつて、私自身もまた、今その方がもつとこの案がいよいよいよいよいよいよと案を出せといわれると、いろいろと私にも決定的な案はないと言つた方が率直なお答えだと思つたのですが、ただどうも、従来の振興会というのには理事が五人で、職員も十数人の金融機関、金額は七億程度ですね。そうしてまた、この金融機関のほかに今度は年金福祉事業団もできてくる。そうして年金福祉事業団も私的な、たとえば保育所あたりに融資をする。その場合は六分五厘あるいは六分五厘以下、この振興会の場合はもっと低くて五分五厘くらいであらうと思ひます。それと似たようなものができてくる中で、いわば社会事業家が多年望んでおつた一つの厚生福祉的なものができてくる。そうしてきますという、私は、社会事業家としては賃金も少ないから人手も少ない、労働時間も過重である。しかし、今度わずかながら一応退職金がつくようになった、何かもつといふ社会事業家としての厚生福祉的なものがないか。何かもつと福利を伴つた付帯事業的なものもやつてもらへぬだろうか。この今までの振興会といへば、純然たる金融機関的な措置になつて、考へ方としてただ金はやる、それもけつこうです。悪いことではない、今までなかつたのですから。しかし、もつと強い要望が私にあると思つたのです。そういうことに對して振興会としてはいかがか

と思はれる点。ことに、ごく少数の理事、しかもこれは厚生大臣、先般来中央社会保険医療協議会の問題でも御承知の通り、とかく非常に厚生行政には官僚性が強いといふことを指摘をせられております。この振興会も非常に官僚性の強い存在なんです。これは大臣も十分認めていたのだと思います。そういうところでこういう機構ができて、ほんとうに社会事業家の福祉を考へて法律を改正したり、あるいはこの中でたとえば掛金の納入の問題などもある。そういう場合には、銀行屋みたいな気持ちでやられたんでは、これは社会事業家としてかなわないと思つた。従つて私は、そういうふうな従来の振興会のあり方は、単に官僚的金融機関であるにしかすぎない面が強い。だから、こういうところに委託するということは、ほんとうに社会事業家の立場を考へるようになるかどうか、非常に問題です。だから、一応そういう過去の欠点を認めるとともに、今後はこれは改めるための、たとえば理事の改選、あるいは少なくとも医療協議会を改組したように、今度は振興会の運営機構を新しく作るべきではないか。そういう点で大臣の御意見を伺ひたいのです。ですから、過去のことに對してはこの際省略しておいて、将来の振興会の運営機構をもつと民主的に社会事業家が喜ばれるような、そういう運営機構にする御意図があるかどうか、その点を伺ひたい。

○国務大臣(古井喜實君) 今度のこの退職金の仕事だけに限つて見ますと、これは比較的機械的な仕事になりますので、退職金の仕事だけから限つて言

いますと、きまつた通りのきまつた仕事をやるということになりますから、これはかりに金融機関的な性格が強い機構でありまして、支障はないだらうと思つたのでござい

ます。ただ、それでは別にその振興会自体の将来の問題ということになりまして、これはさらに検討すべきものがあるかと存じますが、私もしかし、さればといつて、今、振興会をこういうふうに通す、こういうふうな点が非常に多いといふところまでは、考へを持つに至つておりませんので、だんだん各方面の御意見を伺つたりして、必要があればそういう方面のことも考へてみたいと思ひます。きょうのところは、そこまでの考へ方にはきてないのが率直な現状であります。○坂本昭君 それでは、振興会の将来の運営機構についての問題は、後ほど局長に、いろいろこまかい点を聞いてい

つて、われわれも一つ考へをまとめ、さらにあとで大臣の御意見を伺うということでは、とりあえず大臣に対する総括的な質問は、私は終わります。○藤田藤太郎君 私は大臣に、二回いておきたいのです。この法律の骨になつてゐるのは、こういう福祉施設に働いてゐる人に退職金制度を設けるといふので、趣旨はまことにけっこうなものです。だから、含めて国と府県が補助をしていって、それを効果あらしめようというのだから、今の厚生大臣の御返事を聞いて、十八条、十九条との関係で、結局、民間の施設をやっている人が三分の一を負担して効果を上げようというのですから、私は非常に

いふ、後ほど局長と議論をして、またあとで大臣に伺ひたいと思つたのですが、確かにこの振興会にこの仕事をさせるのがいいかどうかについては、厚生当局もいふぶん考へたろうと思つた。非常にこれは問題があつて、私自身もまた、今その方がもつとこの案がいよいよいよいよいよいよと案を出せといわれると、いろいろと私にも決定的な案はないと言つた方が率直なお答えだと思つたのですが、ただどうも、従来の振興会というのには理事が五人で、職員も十数人の金融機関、金額は七億程度ですね。そうしてまた、この金融機関のほかに今度は年金福祉事業団もできてくる。そうして年金福祉事業団も私的な、たとえば保育所あたりに融資をする。その場合は六分五厘あるいは六分五厘以下、この振興会の場合はもっと低くて五分五厘くらいであらうと思ひます。それと似たようなものができてくる中で、いわば社会事業家が多年望んでおつた一つの厚生福祉的なものができてくる。そうしてきますという、私は、社会事業家としては賃金も少ないから人手も少ない、労働時間も過重である。しかし、今度わずかながら一応退職金がつくようになった、何かもつといふ社会事業家としての厚生福祉的なものがないか。何かもつと福利を伴つた付帯事業的なものもやつてもらへぬだろうか。この今までの振興会といへば、純然たる金融機関的な措置になつて、考へ方としてただ金はやる、それもけつこうです。悪いことではない、今までなかつたのですから。しかし、もつと強い要望が私にあると思つたのです。そういうことに對して振興会としてはいかがか

と思はれる点。ことに、ごく少数の理事、しかもこれは厚生大臣、先般来中央社会保険医療協議会の問題でも御承知の通り、とかく非常に厚生行政には官僚性が強いといふことを指摘をせられております。この振興会も非常に官僚性の強い存在なんです。これは大臣も十分認めていたのだと思います。そういうところでこういう機構ができて、ほんとうに社会事業家の福祉を考へて法律を改正したり、あるいはこの中でたとえば掛金の納入の問題などもある。そういう場合には、銀行屋みたいな気持ちでやられたんでは、これは社会事業家としてかなわないと思つた。従つて私は、そういうふうな従来の振興会のあり方は、単に官僚的金融機関であるにしかすぎない面が強い。だから、こういうところに委託するということは、ほんとうに社会事業家の立場を考へるようになるかどうか、非常に問題です。だから、一応そういう過去の欠点を認めるとともに、今後はこれは改めるための、たとえば理事の改選、あるいは少なくとも医療協議会を改組したように、今度は振興会の運営機構を新しく作るべきではないか。そういう点で大臣の御意見を伺ひたいのです。ですから、過去のことに對してはこの際省略しておいて、将来の振興会の運営機構をもつと民主的に社会事業家が喜ばれるような、そういう運営機構にする御意図があるかどうか、その点を伺ひたい。

○国務大臣(古井喜實君) 今度のこの退職金の仕事だけに限つて見ますと、これは比較的機械的な仕事になりますので、退職金の仕事だけから限つて言

いますと、きまつた通りのきまつた仕事をやるということになりますから、これはかりに金融機関的な性格が強い機構でありまして、支障はないだらうと思つたのでござい

なしに、事業の内容と照らし合わしてどうですかということを聞いているのです。

○国務大臣(古井喜實君)　そこで、あなたは割り切れないものがあるということをおっしゃるけれども、それならどういう考え方でどう立ったらいいかということはまだあなたのお話ではとてもぴんと来ない。何か割り切れないものがあるのじゃないかというところまではわかる。そこで、退職金の問題だから、あなたも言われたように、長く勤めた人を優遇するのはあたりまえだ。これはあなたのおっしゃったように、退職金だから。この長く勤めた人を優遇するということは、逆に言えば、短い人は優遇をしてやることは悪いと、そういうことになる。長く勤めておるといふ人との比較論ですから。問題はそういうことではなくて、退職金であなたが割り切ろうとおっしゃるから私は問題がびったりこないのではないか。特殊性はわかる。退職金で割り切れという問題が割り切れぬということはあるが、退職金という方式で割り切れという解決方法になるのか、あるいは給与を初任給からたとえば相当優遇するというような方法がもっと適切か、これは解決の方法はまだいろいろに考えてみなければならぬ点があるのじゃないかと私は思うのです。これは、そこで、何かこれは特殊性があるのではないかという、特殊性があるのではないか、特殊性において考えてみる、知恵を出してみる必要があるのではないか。これは大いにその考えには傾聴いたします。それではどういう解決方法をとるか。すぐさま退職金だ、これは飛躍だと思う。まだ考えてみな

ければいけない。どういう方法が適切かというところにまだ一つ問題があるのではなからうか。そういう意味で、一つなるほどことも千着万着眼でありますので、どういうふうに考えた一番適切な、これはなるほど研究してみたいもんだと、まあこういうふう

に思うわけです。

○藤田藤太郎君 少し僕の言っていることが理解できない……。

まあ退職金というふうな制度をここでとっている国というのは、大臣、外国の例を見て例がありますかというのを私は言いたい。年金にしても特殊な所は産業別年金制度がありますけれども、しかし、主として社会の中でとれだけ貢献し、社会全体の責任で、老後、身体障害者、母子家族というものを社会の責任で生活の安定を来たそうというのが年金保障の根本的な考え方だと思ふのです。日本の退職金の制度というのは、使用者の方から言えば、これは功労に対する慰労だと、こういうことを言っている。しかし、その労働者の側から言えば、賃金のあと払いだということなんです。そういうところで、はつきりしない中で何といたしまして、今、現実としてあるのが退職金の制度なんです。こういうものが将来それじゃそういう形のもものが続いているのかどうかという、日本の産業の特殊性だと言えればそれまでもしれぬけれども、そういうあいまいな概念を持ったのが今の退職金制度じゃなからうか。そういうものを一切期末や特別、年末に費用の要するものが必要なら、それだけを限界として、一切のものが一カ月の給与に織り込まれていくというのがこれからの近

代的な労使関係や賃金体系に私はなっていくのじゃないか、こういうことを私たちは考えています。また、事実外国はそういう形になっていくわけですね。そういうことが退職金が外国にあり例がないということと大きな……、例がないけれども日本で存在しているというのは、やっぱりその概念の一つには生産に貢献した老後の慰労金だという理屈が一つつく。働いている者から言えば、これは賃金のあと払いな金だという言い方は何ですが、退職金の問題がどこで確定するか、理屈はとにかくといたしまして、老後の生活安定というところに今の退職金制度というものがあつては事実です。しかし、私が言っているのは、それは何といても使用者の立場からすれば生産に対する貢献の度合いという、過去の慰労金というふうな要素のものが現実の問題としてはそういう形で済んでいるのが退職金の制度じゃないかと私は思う。そうやっていくと、何と云つても生産に対する貢献度合いによって退職金の額というものが高低があるというのが今のシステムではないか。物を作ることで、生産に対して、どれだけ労働力をよけい提供しているかということが賃金にも一つ現われる、それから退職金にも現われるというのが一般の民間会社の退職金の制度である。公務員でも私はそうだと思う。だから、そういう意味で一人前というのは、その限界は別といたしまして、やっぱり年々積み重ねてきた経験や能力の蓄積によってより多くのより高度なその物の生産に対する労働力の提供というところに規制されていく。しかし私は、

このような事業においてはそういう格好で退職金はあるけれども、これは退職金という、そこで働いた人とやめられた人に慰労金というか賃金の面から言えば、働いている人から言えば、あと払いと言いましようか、私は二つの要素を含んでいる、とにかくその含んでいるという要素は別といたしまして、今まで、賃金も安いし、そして長いこと苦勞してきたけれども何の恩恵もないというところで、何とか厚生省がこういう制度を考えられたというのとは、私はけつこうだと思つてゐるのです。けつこうだと思つても、この養老施設を初め福祉施設に働いている人の十年以下の自己退職する人が、この事業自身は、若い結婚前の御婦人を求めている、長期におられる方もおられますけれども、そういう方を求めている要素の事業が多いわけですから、この事業にはそう長いこと経験を積み重ねて、人の何倍も、この事業に対する貢献が人によって何倍も大きな効果を上げることもあるでしょうけれども、平易に短時間の経験でこの事業に参加されて、そうして働くことができるといふような要素の仕事ではないかと思う、この多くの仕事を見てみれば、しかし、それを単なる退職金といういろいろな要素を含んで、日本にあるような退職金の一般の会社や公務員やその他のもののものとさしてはかたが、年限の少ない人だけ、さつと削っていくというものは、他の事業内容と関係して積み重ねられることは現在けつこうでございすけれども、あまりにも十年以下の方々に百分の六十とか七十五で切るとは、少し酷ではありま

せんか。少なくともそこあたりのところにおいても百分の百の退職金を支給するような格好をしてあげていいんじゃないやなからうかというのを言っているのです。私は何も案を持っていないのじゃない。十年以下の人に百分の百というものを支給されても、他の一般の会社がこうだからこう、公務員の給与がこうだからこれもその率でこうだというだけでは割り切れないのじゃないですか、こういうのです。だから私は案を持っていないのじゃない。十年以下の人に百分の百、たとえば一カ月分という格好のものを支給してあげなければ、給与面からいっても安いのですから、それくらいのことをしてあげても、こういう事業に貢献していただいた方々に当然という報いをしていいんじゃないかというのを言っている、それが私の考え方ですよ。これはないのじゃない、きつちり申し上げているのですから。

○国務大臣(古井喜實君) そこで私は率直に意見を申し上げた方がいいと思ひますけれども、あなたの話を伺っていると、私はちょっと途中でわからぬようになつちまう点がある。つまり社会保障的にものを考える、つまり生活が安定するように生活を保障するよいうな意味においてこういう施策を考へるならば、そういうことであるならば、それならば過去のことを、長く勤めたとか、あるいはどういう仕事をしたとかというのを論ずるのじゃないに、その人の生活の必要に応じてこういう給与は考へるのが筋だと私は思ふ、社会保障という式にすつきり考えれば、そういう意味の考へ方があなたには出ておるのだ、今聞いておると。

会社の問題についても、退職金の問題は日本はおかしいというふうな、いわば意味のこともおっしゃったが、過去の給料のあと払いであるとか、そういうにおいがあるとかおっしゃったが、そういうことは抜きにして、そうでなく、生活を保障する意味において必要なものを与えろという考へ方ならすつきりしている。やめた人すべて、その人の生活に応じて考へるのだという考へ方、すつきりした社会保障的に考へるなら、これは通つておる。それならば過去に長かつたか短かつたかというふうなこともあまり意味がないことじゃないか、関係が薄いことかもしれない。また、仕事はどうだったかというのもしつきりしない。過去の長い短い関係ないじゃないかとおっしゃりながら、仕事の過去の性質によつては別に考へなければならぬのではないか。過去を、それをもとにして、退職金の金額を考へなければならぬというふうなことになる、そこに私はちょっと実は何つておつて、どこか考へがふつと変わつてしまつてところがあるような気がしてならない。しかし、これはこれ以上言つてもしょうがないから……。それとは別に、しかし、こういう種類の仕事に従事する人の特殊性、こういうものもよく考へて、そういう退職金の金額なども考へるべしというの、これはその人がやめたあとという境遇に立つ生活の必要あるなしということとは別個に、特殊な仕事に従事している点を考へろという問題の一つの問題だと思ふのです。そこで特殊の事情に應ずるよう考へるといふ問題は、これは一つの研究問題だと思ふのです。そこでこれは退職金の考

え方というものをすつきり、一体社会保障のにもう切りかえてしまおうような段階にきますれば、今後の生活をどうするか、こういうふうして保障するかという考え方に切りかえるという段階にきますれば、公務員の退職金も会社の退職金もみな共通の問題になつてくると思ふのであります。この問題だけでなしに共通の問題になつてくると思ふのであります。そういう考え方にいく段階にきますればそれはそれでいい、これはだいぶん飛躍ですね、先の問題です。それから特異性の問題はよく研究しましょう。

○藤田藤太郎君 ちよつと少し大臣が私の言つたことを十分理解していただいていないので申しますけれども、私の申し上げているのは、退職金とか期末手当というものは外国では全部その日の賃金に盛り込まれて賃金体系というものが行なわれておりますということを言つておるのです、ほとんどの国が。それから老後の保障とか年金とかいうのは、社会保障として国民全般として、また、産業別のところから出ているところもありますけれども、これは社会保障として、年金の性格として老後の保障というものが現実世界に世界で行なわれております。しかし、日本では今日そこまでいいないから退職金というものがあつた。この退職金の概念をどう見ているかという、使用者の方は生産に対して貢献したそれに応じての慰労金だと見て、労働者の方はそれは賃金のと払いだとして見ている。しかし、いづれにしてもそういうものが今日あるのですという。だから私は、社会保障の問題で今の議論を進展しているわけじゃない

いのです。社会保障として生活給手の問題をどうするか、老後の生活をどうするかというところはあつた問題。退職金という形で出ていますけれども、一般の退職金は生産に集中してきている。それを集中して貢献度合いによつて退職金の額もきまつてくるのです。しかし、この事業は一般の事業、生産会社とか、公務員とか、経験を積み重ねなければできないという仕事でなしに、短時日の経験によつてこれは仕事ができるのですから、同じ退職金であつてもこれを年金の概念で全部給与をあと割り切れと言つておるわけではない。せつかく退職金をお作りになるのですから、そうですから、短時日のうちに経験実務ができるような仕事柄でありますから、十年以下の人に百分の六十とか、七十五をつけるというのは、一般の退職金の概念と、一般に行なわれている退職金とのさしを合わすのではなしに、退職金制度ですから、年いふ人についてはより一般的に貢献の度合いが大きいから率を上げておやりにならなければならぬのは事実ですけれども、この短い人は、特異性がありますから百分の百ということにしたらどうですかと、こういうことを言つておるのですよ。

それからもう一段の、大臣の言われた社会保障の問題はまたあとで質問します。

○国務大臣(古井喜實君) あまり議論みたいになつてもいいませんが、今伺つておると、私がさつき申し上げた、理解しておることと少しも違ひないので、だから問題は、この種のものの特異性をしようとは私は聞いておる。特異性を考えるべきであるということ

をおつしやつておるんでしよう。そういうことになつてしまふ。その点は一つの研究問題になるほどなると思ふが、給与を引き上げるということではない、あるいは退職金方式という場合、特殊な方式が考え得るか、方法の問題については、これはやはり研究の点がまだ――藤田さんにはもうないから、その辺はよく一つ考えさしていただきたい。特異性があるという点は確かに啓発されたというのか、言われたい。これは研究問題にさしていただきたい。

○藤田藤太郎君 それを研究問題にしてもらつては法律を今通すか通さぬかというときに、これから研究いたしましやこれは話にならぬじゃないかと思ふ。

○国務大臣(古井喜實君) これではむずかしい、この法律のときにはむずかしいと言つておる。

○政府委員(太宰博邦君) 補足して。お話を点は、大臣が申しましたように、特異性の点は大体御趣旨の通りだろうと思ひます。なるほど保育所の保母さんやなんかは十年という期間以内においてお嫁に行くというケースも私は多からうと存じます。そういう方は、この第八条の規定でいきますと、基本額に百分の六十なり、七十五をかける、こういうことに、もし自己のそういう希望で退職されるとしましなばなると存じますが、これはしかしながら、従来はそういう場合におきましては、退職手当をもらわないうで行か

れる場合が相当ございます。それからかりに退職手当が出ましてもその額はきつめて少ない。それでせめてそういう退職せられた方に公立の同じような施設の保母さんなどが退職の際には、これは公務員並みの計算でもって受けておるわけでございますから、せめてそれにできるだけ近づけるような退職金を上げたい。もちろんそれにプラスして施設がさらにアルファとして出されることは私も大いに歓迎すべきことであります。最低保障としてそういうものを差し上げるようにしたいというところでこの制度を考えておるわけでございます。

そこで、公立の施設の保母さんはやはり短期で退職してお嫁に行くというような場合におきましては、これは他の公務員と同じ退職の計算方式によつて受けておるわけでございます。従いまして、こちらは公務員並みの計算方式を取り入れてこれを出したわけでございます。

そこでお尋ねの百分の六十というのやっぱりそういうものを見習ひまして作つたものでございまして、これはいろいろ御意見は、――私は、ごもっともな点は、わかる点がありますけれども、ただいまのところはそういうことで苦勞をいたしているわけでございます。この法律を直ちにそういうふうに変更するということにつきましては、ちよつとやはり私どもとしては問題があるかと存ずるのでございまして、これは先ほど大臣も申しましたように、今後の研究問題にさせていたで、今日のところにおきましては、そういう趣旨でこれが作つてあるのであるならば、こういうのは公立

の施設の保母さんの計算と同じような大体これは計算をやつておるのだというところで御了承をいただきたいと存ずるのであります。

○藤田藤太郎君 まあ私は、これ以上この問題で議論しませんよ、厚生省がそういう工合に見ておられるというのだから。だからもう少し社会保障を伸ばしていく、それから国民の老後の保障やその他の問題で、退職金とか、それから今のようない期末手当方式というやうな賃金の問題や年金の制度の問題やについてもう少し私は研究をしてみたい。どういふ要素の中に今の退職金というものが生まれていく、外国はどういう形で賃金、給与、生活というものがつながつておるのかということ、私はこれ以上議論しませんから、よく研究をしていただきたいと思ふのです。今のうちに単に公務員に準じたからこうなんだというだけで、非常に、ほとんどの人が結婚前にやめていかれるのです、若い御婦人が。やめていかれる人はいくつものことではないのか。私はそれを痛切に感じておりますから申し上げているところでございまして。一般の生産に労働力がどう貢献するかというやうなものをのさしにして、慰労金だとか出されて好で退職金を使用者側からは出されていく。労働者は賃金のと払いだといふことで額を引き上げて、その他で完全な老後保障やその他の問題がないから今のよう日本の制度が存続しているわけでありまして、その間の関係、事業内容との関係で今行なわれている退職金というものをどういふ工合につかんだらいいのかということ、私はやっぱりよく研究をしてみたい

い。これ以上私は議論をいたしません。それから厚生大臣が先ほど触れられました、今までの人ですね。これ出發することは非常にけっこうなんで

す、基準をきめていただいて。何とか私たちもこういう基準をきめてと思いましたけれども、まあ内容について少し意見を今述べたところですけれども、今日までの人、これから出発するわけですからね。今日までの人については恩恵が何もないわけで、これはいたし方がないのだと、こうおっしゃると思うのですけれども、少しそこあたりの、もう退職金が出発して、今までの人たちのことは全然考えておられないかということをお聞きしたい。

それから局長には、この八条、九条との関係で、これ何表ですか——三表です。三表の空白欄がありますね。十一

年以上で退職した者と二十五年以上で退職した者のところだけしか書いてないが、これは法律に照らしてこの事項にこれは入るわけでしょうね。それも聞いておきたい。

○国務大臣(古井喜實君) それではあとの点は局長からお答えすることにし
まして、今までの在職に対しての問題
でありますけれども、これはあなたも
おっしゃったように、まあいたし方が

ないと、こういうことにこの法律はなっておりません。これは今後考えていいことなら過去の分にも考えていいじゃないかと、こういうふうにもなるのでありますけれども、これはつまり

制度の発足がおそかったということの
これは結果であって、なぜ今までほっ
ておいたかということになってしま
うと、仕方がないでいいかどうかは別
として、仕方がないということですか

ら、この法律ではそう見ておらぬのであります。

あとの点は局長からお答えいたします。

○政府委員(大宰博邦君) 後段の御質問でございますが、第三表のところからいいただきますと、十年目で退職した者についてのあれが一番左側にごさいます、十年のところで六万になり

ます。これは八条の一項というのが一番上の方でカッコ書きにございますが、八条の一項は十年をこえない場合の規定でございます。十年をこえました規定は、八条の三項以降になります。

るので、それは第三表におきましては
ちようどまん中辺に十一年で退職した
場合カツコ第八条三項でそれになるも
のでございますから、それでお読みい
ただきたいと思ひます。

○藤田藤太郎君　　そうですか。それでいいですか。――十年以上こえた人は百分の百から出発するわけでしょう。それから二十五年こえた人は、十年までは百分の百二十五でいくわけですね、十

年までは。そうすると、この表は一番最後の表だけしか書いてない。そうでしょう。これは業務上の疾病のときには百分の五十からいくから、これだけしか書いてないので、まん中空白なん

だから、これどうですかということを言っておる。どうですか、法律と照らし合わせて。

○政府委員（太宰博邦君） これは第三項お読みいただきますと、十年をこえ

た人の退職金の額の計算の仕方として、十年までの分を百分の百で計算しよう。従って、支給されるのは十一年以降の人たちに支給する場合だけでございますので、その額をそこに書いて

たわけてございます。

○藤田藤太郎君　そうですか。

○政府委員（太宰博邦君）　はい。

○藤田藤太郎君　第九条読みますと、

二十五年以上の場合については、「十年までの期間」については、一年につき百分の百二十五」と書いて、「十年をこえ、二十年までの期間については、百分の百三十七・五」と書いてある。

これはどうなんです。それはどうなんです。ここで空白に抜いているのはどういうことです。

○政府委員（太宰博邦君） この今のお尋ねの第九条の方で申し上げますと、

二十五年以上勤務された人が退職するわけでございますから、その計算のやり方として、たとえば最初の十年までの分と、十年から二十年までの分と、それから二十年をこえた分とに三

段階に分けて計算をして、そして、それを足したものが、その方に対する退職金になるわけです。最初の御質問は、多分その十年までの期間を百分の百二十五という点についてあると思うので

ございますが、八条の一項の方は、十年未満で、短期で退職された人については基本額にかける年数かける百分の六十、こういうことになるわけです。これが二十五年以上になりますと、そ

ういう百分の六十というものを取らないで、百分の百二十五でもって十年間のあれを計算し、それから次の十年間については百三十七というもので計算し、続いてのそれぞれの規定で計算

したものを合算しかけると、こういうことです。

○藤田藤太郎君 それを聞いているのじゃないのです。その法律に照らせば、二十五年以後だけしか書いてない

から、これは一年から十年までは百分の百二十五で計算した額がこの表の中に出てこなければいかぬのじゃないですか、この空欄。

○政府委員(太宰博邦君) これは結論だけでございます。計算の過程は抜いてございますので。

○藤田藤太郎君 それじゃ表を抜いたというわけですね。わかりました。

それじゃもう一つ大臣に聞いておきます。今度給与の問題なんですが、先ほどの関係で、たとえば、今度保育園の保育婦の給料を一一・九と七・五％のお上げになりましたけれども、ここに

書いているように、八千円の底入れをしなければならぬほど給与が低いわけですね、実際問題として。だからこの点については二回も努力されたのであって、そして期末手当は公務員並み

というところまで努力してもらったので、私たちは喜んでいまずけれども、給料の問題が少しまだまだ他の一般賃金から比べて安い。この点についてどういう工合にお考えになるか。民間で

やれないときには、何らか補助処置をふやしてあげるとか、これは経営自身の問題ですから、そういう問題も一切含めてここで働いている人の給与を今後どういう格好で上げていくか。そう

いうことについての考えを聞かしても
らいたい。

○国務大臣(古井喜實君) 今のお話の
ように、昨年の暮れの一・九のペー
ス・アップ、そのほかに今年度から

七・五%のアップ、基礎を直す、低いのを直すという意味の是正の意味の引き上げを企てておるのでありますが、それでよい状態に、満足な状態になったかという点になると、まだ問題が

残っていると思います。さらに今後の段階でこの給与全体を引き上げる改善の問題を大いに考えていかなければならぬというふうに思っております。

ます。

○理事(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(加藤武徳君) それでは速記を

始めて下さい。

○坂本昭君 今の藤田委員に対する答弁の中でちよつと問題になる点がありますから、これを確かめておきたい。その一点は、従前の勤務年数について

はこれはやむを得ないから考慮しない
ということ、きわめて冷談に突っぱ
ねられたんですが、これは非常に私は
問題だと思う。これについては具体的
に確かに法律の中では処置しにくい点

があるでしょう、ありますが、何か別の面でもこれに対しては応急に処置をするという心がまえが私はどうしても必要だと思う。かりに今まで三十年勤めてきて今度入った、それから来年十

一月でやめたとします、もう何にもならない。かりに一年でやめたとして四千八百円、これではあまり私は冷談遇ぎると思うのです。これに対しては何らか私はいろいろな措置は考えられる

と思うのです。そういうことを全然も
う考慮しないという今の大臣の答弁は
少し冷談過ぎると思うわけです、
その点もう一ぺん熟慮の上御答弁いた
だきたい。

○國務大臣（古井喜實君）　そこで、どういううまい方法があるかという方法論にもなってくるわけです。あつさり言つてしまえば制度を起こしてからあととの問題になりますが、そこで前の関

○坂本昭君　これはあとでまた系統的にお尋ねしようと思つておつたのですが、今でもいろんな労働協約、あるいは就業規則の中にこういう退職の手当の規則を作っている向きもあるのです。そしてその場合に、その原資がいろんなところから私は出ていると思います。ですから、たとえば共同募金と言ひ切ってしまうのも問題だとは思ひますが、共同募金から出す、あるいは地方自治団体から特別に出費してもらふ。国の補助はこの法律以外には困難であるとするならば、そういう行き方をもつてしてもこの際緊急の措置をはかつていただきたい。これは一つの一案であります。そういうふうな御検討をなさる御意図が、お伺ひしたい。

気が一応するのでありますが、できるものか、できぬものか研究はいたしましょう。一応はそういうふうに思うわけであります。

○坂本昭君 局長から答弁があったらこの際一緒に聞いておきます。

○政府委員(太宰博邦君) どうも事務的な点で恐縮でございますが、こういう制度を作ります場合には、どうしてもお尋ねのようなどうも割り切れない、これは私どもが考えても割り切れないと思うのでありますが、そういう面はどうしても出てくると思うのであります。厚生年金保険なんかを作りましたときにもやはりそうでございます。ことに民間の施設でございますると、まあ他の役所なり大企業とも異なりまして、その給与体系もまちまちでありれば、その記録もなかなかきちんと整理されておらないというようなことか、あるいは、今まで何年おられたか、そしてその年限はそれは何年あったということはわかりませんが、その間休まれたとか、そういうようなものなかなか出てきますと、なかなかこれは公に客観的に信用するようなデータというものは私はなかなかと思うのであります。結局そういうところに何かするといえますれば、これはこういう制度としてはたいたいのところ乗りにくいんじゃないだろうか。やはりその面はその施設の中であれば一向に、それは施設長が考えてやるということであれば、これはけっこうな話でありますし、望ましいことでもあると思っております。従いまして、制度としてこれをやりますのは、実は私どももその点も考えてみましたけれども、困難であるということでこれは見送っ

たわひであります。ただ、こういう制度ができませんと、この制度自身も、先ほどから伺つておりますと、悪くはないがという程度でありはめられておりませんようでございますが、従来のあれからみまると、施設の方々もこの制度でも非常に喜んでくれております。そして従来は施設でも決して冷酷な取り扱ひばかりしているとは思いません。やはり財源がないから思うように、人様に恥かしいような額かもしれませんけれども、施設長は施設長なりにその職員に出す努力はしていると思ひますが、それがかりにこういう制度ができますと、施設長は割にその点は今まで共同募金なりあるいはファンドなりから受け取つた金が、ここにしました掛金だけ掛ければ、まあまあ従来よりいい制度が、退職する人に出せる、そうしますと、今までの経過的にこれからオミットされる人について、これはまあ気の毒だという気持はおそらくだれでもあると思ひますので、その点に関する手当の方法については何と申しますか、考慮を余分に払つて、今まで以上に払うということは、可能性は出てくるかと思うのであります。また、私どももそういうことを施設長としても配慮してもらいたいと思ひます。これは国なり地方の団体の一つの制度としてもそれを出すということになると、先ほど大臣が申し上げましたように、ちょっと今の頭では困難であると思ひますが、このお気持の点はよく私どももわかつておりますので、この法律がもし幸いにして通過いたしました制定になりました場合には、地方の人たちにも、そういう場合に、どうしても免れたい経過的な退職の人に

つい從來以上に配慮してやるような、これは何らかの気持で指導し、通知して参りたいと、かように考えておる次第であります。

○坂本昭君 今の局長の一応事務的な答弁を通じて行政指導の面で今の私たちが指摘した点について何らかの、まあでき得べくんば格段の配慮の行なわれることを期待しておきます。

そこで最初の議論の中で問題になっておりました点、これをもう少し藤田委員の質問の点ですけれども、児童局長と、それから基準局長来ておられますからお伺いしておきたいのですが、その第一表でも社会福祉施設の中で保育所が過半数を占めている。それからまた、人員の、職員的面においても児童福祉施設の保育所が二万三千九百九十三、これも過半数を占めている。そういう点で私はこの際、保育所の父母さんの、公営の父母さんの賃金と民営の父母さんの賃金の最も新しい数、正確に比較し得るものを児童局長から御説明いただきたいと、それからなお、それに関連して労働省もこういう社会福祉施設に対する労働条件というものはお調べになっておられると思いますので、労働省の御所見もこの際伺いたい。

○政府委員(大山正君) 保育所の職員の給与につきまして最も新しい調査の資料は、昨年の四月の厚生省で行ないました給与の実態調査でございます。これは全国の保育所、公立、私立につきまして、十分の一の抽出調査でやった資料でございますが、その実績によりますと、本俸でございますが、本俸だけについて見ますと、公営の保育所の職員これは保母を含んだ全部の職

員でございますが、公営で九千四百六十円、私営、私立は七千三百六十二円、平均いたしまして八千四百三十二円というのが実績であがつている数字でございます。今回の補正予算並びに本予算におきますベース・アップによりまして地方公務員であります公営の職員につきましては一一・九%上がつていゝというように推定されますので、その一一・九%を掛けますと、本年の四月の推定といたしましては一万五百八十五円になると考えます。私立につきましては一一・九と七・五が上がりますので、これを計算いたしますと八千七百九十円というのが実績であらうと推定されるのであります。

○坂本昭君 それは今のその最初の三十五年四月は、これは反駁する理由のないのですが、プラス一一・九とプラス七・五で八千七百九十円というのは、これは算術計算であつて、これは実態と言ひ得るかどうかはなだ疑問だと思ひます。むしろこの点は労働省に、毎月の勤労統計からどういふ数が出ておるかお伺ひします。というのは、一一・九%ベース・アップされましたも、給与には回らないで、施設の運営費の方にずいぶん振り向けられる。たとえば期末手当の三ヵ月分でも、これがまるまる給与の方に回つていゝかどうかについて、厚生省は私は保証できないと思ふ。そういう点で、むしろ今度は実態として労働者の毎月の勤労統計からどういふものが出ていゝか伺つておきたい。

○政府委員(大島晴君) 私どもの方で賃金統計、毎月勤労統計でありますとか、賃金基本調査、賃金統計を集計いたしてありますが、ただ保育所であり

ますとか、児童福祉施設、社会事業施設ということで特に特定産業として出しておりませんので、私どもの方の統計ではわかりかねる、現在のところ、先ほど児童局長が申し上げました統計が唯一の確かな資料ではないかと、かように考えております。

○坂本昭君 それは基準局長、無責任です。この前、先般の当委員会、婦人少年局長初め来ていただいて、婦人の労働問題についてお尋ねした。そしてそのときに、特に昨年以来病院ストライキと大体見てよろしい、特に婦人労働者の中の看護婦、で、次は保母さんもストライキを起しますよというところで、労働基準法の八条の扱いについても、あのときいろいろお伺いしたはず。だから、あなたの方では、病院ストライキも一応終息の時期にきている、保母さんも文句は言うまいというところで、何もしないということなら、これは非常に怠慢だと思ふ。そういうことを言っておられるならば、次には社会事業家が、特に保母さん、これは皆さんも、労働関係も、日雇いの労働者の方やその他がいっぱい保育所のお世話になって労働条件が満たされている。だから、私は特にこれに重点をおいて調査をしていただきたい。今そういう資料がないと言われるならば、期限を切つてすみやかに、特に、このほかのむずかしい社会施設についてはこの際申し上げません。保育所について、保育所の保母の実際に取っている賃金について御調査いただきたい、いかがですか。

○政府委員(大島晴君) 社会事業施設あるいは児童福祉施設あるいは保育所の労働条件の問題について、かねて坂本先生から非常に格別な御心配をいただいております。実は私どもの方の基準法の監督につきましても、現在までのところ他の業種と一括して集計をいたしておりますので、社会事業施設だけの結果を今申し上げかねるのでありますが、ただ、去年三月に私どもの方といたしましては、本年度の基準監督の重点をいたしまして、社会事業施設関係の労働条件について、特別にこれを調査し、また、指導していく、こういうことで私の名前で通牒を出しましたし、先般来全国の基準局長会議、労働部長会議におきましても私から指示をいたしました。なお、本日、全国の監督課長会議をやっております、ここにおいてもそのことを指示しておきました。この監督と申しますのは、いわゆる摘発的な監督ではなく、むしろ調査的な監督、この実施いたしました結果を私の方で集計いたしました、さらに労働条件の向上につきまして、厚生省ないしは各県の民生当局と連絡いたしまして、労働条件の向上に努めたいと、かように考えております。

○坂本昭君 今の基準局長の答弁だと、そういう通牒を出した結果、明確な労働条件が保育所について集大成される時期はいつごろになりますか。

○政府委員(大島晴君) 大体、特に期限は切つてはおりませんが、私どもの年間を通じての重点計画にいたしておりますが、私どももいたしましては、大体四月、五月、六月、この辺を監督実施いたしました結果を一応取りまとめたいと、かように考えております。

○坂本昭君 この際伺つておきます

が、社会事業関係の、特に保育所の労働時間の問題、これについて労働省と厚生省が見解を統一して、労働基準法の第八条については、保育所は十三号に該当する事業として規定をする。さらにまた、労働時間については一日九時間の五十四時間、そういう見解を統一せられて、そうしてこれは通牒として出されたのですか。これは労働省並びに厚生省にお尋ねします。

○政府委員(大島晴君) 保育所につきましては、私ども基準法八条の関係においては、十三号と解しまして、全国的に私の名前で通知をいたしてあります。

○政府委員(大島晴君) 保育所の労働基準法の適用関係が第何号になるかという点につきましては、他の收容施設につきましては、すでに昭和二十三年に十三号該当であるということがはっきりいたしておいたものでございまして、保育所につきましてははっきりいたしておいたものでございまして、労働省にいろいろ見解をお尋ねしておいたのをごいいます、先般残つておりました母子寮、保育所につきまして御回答がございまして、保育所については八条十三号であるという御見解にきまりましたので、私どもの方もそれを受けまして、各地方にその旨を通知し、労働基準法の適用について誤りのないようになつていくことを通達した次第でございます。

○坂本昭君 労働時間の問題……

○政府委員(大島晴君) 労働時間の問題について、特に通知はいたしてありますが、十三号ということになりまして、十三号関係の労働時間の適用になるわけでございます。

○坂本昭君 そうしますと、今の公営の保育所の場合、一万五百八十円、私営の場合は八千七百九十円、この二つにかなりな差がある。さらに労働時間からいって、かなり長期にわたっている。この場合、公営の場合に、他の保育所以外の職員は賃金はどうかしておりますか。

○政府委員(大島晴君) 御質問は、収容施設……

○坂本昭君 いや、一般の公務員です。つまりこれは公務員たる保母さんのあれは賃金でしょう。だから一般公務員の場合はどうかというのです。

○政府委員(大島晴君) 一般公務員の給与ベースのお話かと思いますが、的確な資料を持っておりません。ただ、公営の保育所につきましては、当然その市町村の俸給表に従ひまして給与がきめられておりますので、その市町村のおおむね一般職員の俸給表を使つておりますので、一般の給与ベースに相当する。ただ、学歴でありまして、経験年数でありまして、年齢が違ひます。ただ、一般の職員のベースと保母だけを取りました場合に、金額としては違ひと思ひますが、基礎となりまして給与制度といたしましては、それぞれ市町村の給与制度に従つて、かように考えております。

○坂本昭君 実は公営の保育所といえども必ずしもその市町村で定められたものである行なわれていると限らないのです。ということは、民間の保育所が非常に低いから、それに引きずられて落とされている面が多々ある。だから、私がこの際あなたに伺っているのは、去年の十月以来公務員ベースは二万六千八百円。だから同じ

公営の中でも、一般公務員と保育所の人ではまた雲泥の差がある。その雲泥の差がある同じ保育所の中でも、公営と市営ではまた差がある。私はそういうふうにつかんでおるのですが、それはいかがですか。

○政府委員(大島晴君) これは各市町村につきまして、実情を、その市町村の一般職員とどうであるかということと比較しなければはつきりいたさないわけでございますが、私どももいたしましては、お話のような例も若干あるかと思ひますが、概括的に申し上げまして、やはり市町村の一般職員の俸給表によって、保母の給与がきめられて、さように考えております。

○坂本昭君 それではこの際伺つておきたいのは、今の市町村の保母以外の人たちの給与が幾らになるか、そうしてその人たちの退職金は幾らになるか、そのこと、保母さんの現在のベースは、この四月では一万五千八百五十円になつて、そうしてこの人たちが一年、二年勤めた場合の退職金は、先この表に示された通り、それとの比較はどういうことになりますか。

○理事(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(加藤武徳君) 速記を始めて。暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後二時八分開会

○委員長(吉武憲市君) それではこれより委員会を再開します。

休憩前に引き続き、社会福祉施設職員退職手当共済法案の質疑を続行します。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○政府委員(大山正君) 午前中の御質問にお答えいたしますが、まず、各地方公共団体におきます給与の実態について自治省にも問い合わせたのでございますが、現在のところ、新しいベイス・アップによる給与の実態についての的確な数字がまだはっきりいたしておらないようでございます。東京都と横浜市を調べましたところによりますと、三十六年の三月現在で、東京都では一般公務員のベイスが三万九百円、保母につきましては公立の場合二万二千九百三十七円、私立の保母が一万八千五百六十四円、横浜市が、一般公務員が二万七千八百七十三円、保母は公立の場合二万四千円、私立が八千七百九十九円、これはただいま電話で照会して得た数字でございます。なお、これは三月現在でございますので、私立の保母につきましては、七・五%のベイス・アップがございまして、その点はまだ加味されてない数字になっております。

それから全国の保母の平均の経験年数といったしましては、先ほど申し上げました昨年四月の実態調査によりますと、ほぼ七年という数字が出ております。それから町村の方の実態につきましては、的確な数字がございせんのです、高知県で昭和三十五年に調査したところを御参考までに申し上げますと、高知県の市の女子職員平均の給与が一萬一千五百二十四円、町村の女子職員は八千三百六十一円、それから保育所の保母につきましては、全体の平均が九千四百五十五円、そのうち公立につきましては、公

立の保母が九千八百七十五円、私立の保母が八千二百五十円という調査がございまして、これは昨年の、昭和三十五年五月の実態調査でございますので、今回の一・九%並びに七・五%のアップはない前でございます。それからその給与には、本俸のほか、暫定手当を含んだ基本給ということになっておりますので、つけ加えておきます。十分な調査ができませんでしたが、ただいままでにわかりました一般公務員のベイスと、公立、私立の保母のベイスの比較というので得られました資料だけ、御報告申し上げます、お答えいたします。

○説明員(実本博次君) 保育所におきます保母さんの、私立の場合と、公立の場合の、退職金の比較表を作ってみました、手持ちの資料で、三十五年の四月現在で、公営の保母さんの勤続年数別の平均給与が出ておりますので、それを一・九%ベイス・アップいたしました、それぞれの地方公共団体でやっております退職手当の共通的な要素として、国家公務員の場合と同じ率で計算いたしましたものを読み上げます。

一年の勤務年数で、一年でやめられた場合、この制度で参りますと、御承知のごとく、普通退職の場合四千八百円、それから自己都合以外は八千円というふうになっております。公立の場合ですと、普通退職が四千五百円、それから自己都合以外が七千五百円、こういうふうになるわけです。それから二年でやめなす場合を考えますと、普通退職で、こちらの制度におきましては九千六百元、それから自己都合以外の場合が一萬六千円、こういうふうにな

っておりますが、それに対して公立の保育所におきます場合は、普通退職が九千八百七十円、それから自己都合以外の場合は一萬六千四百六十円というふうになってございまして、そして参りまして、一番在職年数の最も多い七年をとって考えますと、この制度におきましては、普通退職で四万二千円、それから自己都合以外が五万六千円、公営の場合におきましては、普通退職で五万四千四百四十円、自己都合以外で七万二千五百五十円、それから十年のところをとって考えますと、本制度におきまして、普通退職で六万四千円、それから自己都合以外八万四千円、それから公立の場合をとって計算いたしますと、普通退職が八万八千二百五十円、自己都合以外の場合が十一万七千六百七十円、こういうふうなことになるわけでございまして。

○坂本昭君 今の貴重な資料によって、保母の給与が一般の公務員よりも、特に東京と横浜の場合は、きわめて低いという、まあこれはもちろん女子という特性もありましよう。しかし、私立の場合には、格段の差があるというところが、非常に明確であります。さらに今の退職金の金額につきましても、七年程度のところで、やはり一萬数千円の差がある。いろいろな点で、ふだんの労働条件も非常に悪いことは明白であります。

で、こういう事実をもとにして、先ほどの厚生大臣と藤田委員との質疑の内容の、百分の百にするかどうかというふうな点も、これはあとでまたもう一度検討を加えてみたいと思っておりますが、この際さらに前へ戻しまして、民間の社会福祉施設の数については、こ

こに統計をあげていただきましたが、これのまた職員の数も一応出ておりますが、これについて、規模別の数というものはありませんか。つまり五人以下の施設――五人以下というのは非常に少ないと思いますが、五人以下の規模の施設あるいは三十人以下あるいは百人以上、こうした規模別に、どういうふうな職員が配置されているか、こういう数字、御説明いただけたら、か。というところは、あとで伺いたいたは、今度のこの任意加入に、一体どれだけの加入するかという問題は検討できるのではないかと。厚生省では、四万人という数を見ておられますが、これは施設の大きいものは加入できるだろうが、施設の小さいところは、任意加入では加入しがたいのではないかと。そういう点で、皆さんの方で、規模別に職員数というものをつかんでおられるかどうか、それを伺いたい。

○政府委員(太宰博邦君) ただいまの御尋ねの件でございますが、どうも申しわけないのでございますが、規模別の資料というものは、ただいま私の方にはございません。これはだんだんそういうものは、整備して参らなければならぬと思っております。ただいまのところは、ございせんので、率直におわびを申し上げます、御了承を待たい。

それからあとの方で、任意加入制度をとっているようであるが、その場合に、小さい施設では入りづらいのじゃないかという御懸念のようでございしますが、私どもは先ほどの第四表でお示し申し上げましたように、一人当たり年負担額が最初の三十七年は半年分は別といたしまして、その趣旨から年間になりまして二百円からだんだん

いって、これが年額でございまして、たとえば二十年後にいきましても千八百円くらいですから、一人、月にしますと百五十円程度になる。ある施設全体としては平均六人余ほどのあれでございまして、中には大きい施設もございまして、小さい施設、かりに五人程度といたしまして、先ほどの二十年くらいたった後におきまして、二千円足らずのもの五倍にしますと一万円を年に払う。そうしますと、月に一人頭二千円足らずでございまして、施設の方としまして、従業員に気持よく働いていただくための負担としては、これは十分負担してもらえらるものと、こういうふうな私どもは考えている次第であります。

○坂本昭君 先ほどの資料の第四表に加入者数を三十六年度は四万人と見、それからあと退職者数が三十七年、三十八年と大体五千人程度の退職者を見ておられます。この根拠は何かあるのですか。

○政府委員(太宰博邦君) この退職の数は、三十五年の四月に給与の実態調査をいたしまして、その施設におきまして、過去三年間におきます退職者の方々についての勤務年数とのあれを調べまして、そういうふうなものを基礎といたしまして、大退職率を出しましたのが、約一六%というふうになっております。まあこういう制度が出てくれば、若干でもその腰を落ちつけていただけるであろうということによりまして、その退職者の減少を多少予定を修正をいたしまして、大休年間一三%くらいというふうな私どもの推計でございまして、それによって出しましたものが、先ほどの御指摘の数字でござい

ざいます。

○坂本昭君 そうしますと、七十三円の根拠になった退職手当金額の、たとえば三十七年度の八百八十万円、あるいは三十八年度の三千四百九十六万円、この金額は今の二三％に基づいて計算した退職手当金の総額になるわけですか、つまり勤務が一年くらいでやめる人もあれば、十年くらいでやめる人もある、相当これは複雑な計算だと思ふのです、相当な根拠がなければ七十三円というのは非常に安いからということはいかにいふかと思うのです、そういう点についていかがですか。

○政府委員(太宰博邦君) これは先ほどの午前中の質問にもございましたように、この制度がいわゆる平準化するまでには相当、三十数年かかるというふうに私も考えている。従いまして、当初はやはり従来何年かおられた方も、一応一年とか二年という計算にしております。それで退職の数は先ほど申しました加入者のありましたものから二三％ほど退職される。それからやはり社会福祉施設が年々若干ずつふえていく、そういう自然、増を片方において出しまして、そういうような差引計算の結果が、そこに加入者数と退職者数の間が出まして、さらにその中で一年未満でやめたような方には退職手当が参らぬ建前にしておりますので、そういうものを落としますと、大体その右、ちょうどまん中辺に出ます、三十七年は半年分ですが、千八百三十四、三十八年は千八百二十八、大体退職手当金受給者の数を基礎としたしまして、そして先ほどの計算で退職手当金の総額を出した、かように御了承いただければけっこうだと思ひます。

○坂本昭君 これらの民間の社会事業施設に働いている職員に対する健康保険、厚生年金保険、労災保険、失業保険及び中小企業の例の退職法、これが現在どういふふうに応用されているか、その実態を伺いたい。

○政府委員(太宰博邦君) この社会保険関係では大体、大多数の場合は五人以上のものについて強制適用になり、これは私の施設でもみんな入っております。五人未満の場合には御承知の通り、任意加入になっております。それで、入っているものも若干はあろうかと存じますが、先ほど所管の局にもちょっと問い合わせてみたのでございますが、その辺がつかんでおりませんので、五人未満のものにはちょっとお答えいたしかねます。それから中小企業退職共済にこういう施設が入っているものがあるかというお話ですが、調べましたところ非常に少ないでございます。私どもの調べたところでは、五つの施設ですから、まあネグティブもいい程度のものであろうかと思ひます。

○坂本昭君 それではもう一ぺん念を押しておきますが、健康保険、厚生年金保険、失業保険、それから私は労災もたとえば精進の施設とか宿提とか、そういうところでは暴力をいつこうむるかわからぬし、勤務上から労務災害の危険があると思うのです。そういう考慮は現に払ってありますか。

○政府委員(太宰博邦君) たしかあれも強制適用になっておったかと思ふのでありますが、私の方では、そういうものに必要な事業主の掛金は措置費の方でみておりますから、当然それは適用されておるはずであります。

○坂本昭君 そのことはもう一ぺんあとお尋ねしますが、どうもそういうふうにいってないように私は現実を見ています、次は、施設の経営の実態、一番心配するのは一応先ほどから厚生大臣、自治大臣は、それぞれ県と国が三分の一ずつ見るから施設は三分の一という一つの安心感を持つてますが、しかし、それにしても二十年後には約千七百九十一円でも十人おれば一万七千円、そういふ金額ではないと思ふのです。そこで、この際に施設の経営の実態を聞いて、この程度の金が出し得るという見通しを一つ伺いたい。まずその保護施設に対する委託事務費、それから全般的にここにあげられた民間の社会事業、社会福祉施設の経営の状況がどうなっているか。それから特に保育所、保育所については児童局長から保育所の経営の実態が今どうなっているか、赤字のために閉鎖された保育所もかなりあると私は見ております。その二つを伺いたい。

○政府委員(大山正君) 保育所の経営についてでございますが、措置費によっておるわけでございますが、昨年度の予算に比しまして本年度は人件費の面あるいは給食費の面等におきまして単価を上げましたので、昭和三十五年度の当初予算におきましては、全国平均で幼児一人につきまして千五百四十九銭という保育単価でございまして、本年度は千二百九十九円十七銭というような措置費の単価に相なっておりますのでございまして、もちろん私も十分は考えません。公立におきましては公共団体において相当持ち出しております。私立におきましても若干施設にお

いて持ち出しておるという面があるのをごいまして、十分とは申し上げかねますが、今後さらに特に人件費に重点を置きまして、これらの措置費を充実にその向上をはかっていきたい、かように考えております。赤字のために閉鎖になったというのは特に私具體的に承知いたしておりますのでございしますが、一、二他の施設に転換した、これは御承知のように、子供の絶対数が減つたために、ある地域において特にその現象が強く現われて適当な児童数が得られないというために、他の施設に転換したというような例は一、二ございしますが、年々新しく保育所がふえて参ります。国庫補助の、保育所の設置の補助につきましても非常に要望が多いのでございまして、さらに民間において新たに作るために認可してほしいというのも年々多数ございまして、十分とは申し上げかねますけれども、現在の措置費単価でまかなえる、かように考えております。

○坂本昭君 今保育所の問題について児童局長から説明がございましたが、先ほど高知県の実例をあげておられましたが、高知県で卑近な例をとりますと、中村市という人口四万の市がありまして、そこでは例の措置費の改善の方式をとつてから六つ保育所が閉鎖されていく、それからごく最近では五つ保育所が部落に委託になっております。それらは全部経営の困難のためになっているものであつて、もちろんその反面、今度の僻地保育所などに対して高知県は九十カ所くらいの要望を出してありますが、今の局長のお考えだと、保育所の経営はどれもこれも黒字でうまくいっているというけれども、それは

私は事実と反していると思ふのです。ただ、そこでも一つ伺つておきたいのは、今の委託事務費の中に保育所の場合は健康保険から労災、厚生年金、失業保険、これは全部入っておりますか。

○政府委員(大山正君) 社会保険の負担金を措置費の中に計上いたしております。

○坂本昭君 幾ら。

○政府委員(大山正君) 労災につきましてはちょっとはつきり記憶いたしません。

○坂本昭君 幾ら入っているか、金額で説明して下さい。

○政府委員(大山正君) 社会保険の負担金といたしまして、地域によって異なりますが、甲、乙、丙の甲地といたしまして、年間一人当たり六千円、乙地四千六百八十円、丙地四千八十円ということに相なっております。

○坂本昭君 その内容は健康保険だけ……。

○政府委員(大山正君) 内容特に示しております。

○坂本昭君 それはちよつと困るのですが、これはあれでしょう、健康保険、厚生年金保険、失業保険、それぞれ一体どれまで入れているのか、保母さんの社会保険についてはどれとどれとどれを見ているのか、その点はこれは明らかにする必要があるし、また、その甲地六千円とした場合、その根拠はどこから生まれてきているのか、これは保険料の率もわかっているのですから、私は当然根拠があるはずだと思ふのです。なぜかましく申しますかというところ、こうして退職金の問題についていろいろといたいただくことはまことに

けつこうですが、その前に、今の健康保険だとか、失業保険だとか、厚生年金保険、こういうことの手がどうも抜けているのではないか、実際は生活保護の施設、社会局の施設には予算に入っているとは思いません。ところが、保育所には入っていないのではないかと、特に保育所の問題についてもう少し明確な御答弁をいただきたい。

○政府委員(大山正君) 今この内容の内訳の資料を持っておりませんので、後刻調べましてお答え申し上げます。

○坂本昭君 それでは社会局の保護施設について御説明をいただきたい。

○政府委員(太宰博邦君) 保護施設に収容している人の処遇費は、一般生活費、これは申し上げるまでもありませんが、運営のための事務費でございしますが、これを養老施設で申し上げますと、これも収容人員のあれによって幾段階かに分けておりますが、一番少ない五十人までの施設で申し上げますと、一般事務費が、これが最高月額収容者一人につき三千六百三十五円、それから一番低いところで三千三百円、こういう事務費を支給いたしております。年額になりますと、一番高いところが二百十八万円、低いところは百九十七万九千……。

○坂本昭君 こまかいところはいいです。経営の状況はどうかということですね。

○政府委員(太宰博邦君) 民間の施設の経営状況でございますが、これはどうもはっきりした数字は申し上げかねるのでございますが、午前中の御質問にもあったかと存じますが、わが国の社会福祉事業というものがそもそも

伸びましたのは、民間のあれからスタートしてきたということで、社会保険というところになりましてから、国が急速に力を伸ばしておりますが、何と申しまして、その生い立ちが民間の施設から出てきたと申し上げてもいいのではないかと、思うのであります。従いまして、古くからあります施設には、やはりそれはそれなりに、相当年期の入った、筋金の通った経営をされているものもあると思えます。ただし、中にはそれは今日から見ますと、非常に経営の、給与の面ばかりではなしに、経営のやり方につきましても近代的な感覚が欠けているものも私は間々あるのではなからうかと、実はそういう点につきまして、時代がこういうふうに変わって参り、しかも政府も社会福祉事業の振興に一つ力を入れようというときでございしますので、まあ民間の経営のよさはよさとして、い

いとところは残しておきますけれども、ただいま申しましたような取り残されている面は、施設長のまず第一に頭の切りかえから始まりまして、そしてそこに働いている職員の人たちにも、昔と違つてただ奉仕々々というわけにはもう参らない時代が来ておりますから、やはりそこに喜んで働いていただけるだけの給与なり、あるいは勤務形態なり、あるいは少なくともその職員の人たちに対する人格を認めて、みんなが協同、一緒に、気持を一つにしてやる、そういうことでなければそこに収容されている人たちの処遇に欠けるところが出てくるのではないかと、かようなことに考えましていろいろ指導をいたしておるつもりでございします。ただ、何と申しましてその基本になり

ますものは、やはり給与その他の処遇の改善であろうかと思ふのです。これはおくればせであるかもしれないけれども、昨年来その方面にいろいろ手を打っているような次第でございします。なお、定数とか給与、勤務その他の条件等につきましておそれる足りない点もあろうかと思ひます。今後努力いたしたいと考えておる次第でございします。

○坂本昭君 きょうは施設の運営そのものについてこまかくお尋ねする機会ではありませんからそれを省きますが、ただ、今言われた中で、これは社会事業の施設だけではありません。病院の問題について、先年来の病院のストを通じて病院の管理のために特別な懇談会など作られて、そしてその病院管理の向上のために厚生省は今検討しておられます。私は、同じことが社会事業の各施設についても行なわれるべきだと思ひます。だから、その点は当然お考えになっておられると思ひますから、その点は十分これをやっていただきたいことと、それからもう一つ、生活保護施設の場合には委託事務費の中に今の保険、国民健康保険その他のものが入っているというふうに私は聞いておつたんです。で、それが先ほど、保育所の方はまああとで説明いたしたくいうことですが、生活保護施設の場

合にはどういうふうに入っているか、その内容は何かと何が入っているか、もしこれもあとでお調べになってからでないか説明ができればあとでもけつこうです。

○政府委員(太宰博邦君) この点は児童福祉——保育所も社会福祉所管施設も同じでございまして、児童局長が先

ほど申し上げましたように、六千円という額でまゐるめて入っておるわけでございます。

○坂本昭君 それでは後ほど児童局長から……保育所の方にも入っていないという意見を私は聞いています。保育所の中にはそういうものを持っていない施設があるやに聞いておりますから、お調べの上で御説明をいただきたいのです。

それから次に、今度はこの法案の内容に少しづつ触れていきたいのです。まず、今度の退職金は、これはいわば賦課方式であります。そして、一般に民間ではもうかねがねから希望があったのですが、民間のかねがねの希望は積立方式を希望しておつたと私は理解しているのです。で、その積立方式がなぜ今回とることができなかったか、その点はどういう理由があったか、御説明いただきたい。

○政府委員(太宰博邦君) お尋ねのうちに、私の方では賦課方式を採用しておるわけでありまして、この積立方式をとらないで賦課方式をとったという点でございしますが、大体、積立方式と申しますのは、厚生年金などの例でもよく御承知の通り、将来、平準化したしましたときに、所定の給付をいたしますその額をそのときの保険料でもつてまかなうということにしてはあまりにその額が大きいために、あらかじめ積み立てをいたしまして、その積み立てたファンド——資金からの利子とそれから当該年度の積立金——掛金とでもって当該年度の給付をまかなうと、こういうのが大体積み立てをせにやならぬ大きな理由だと思つてございします。ところが、こちらの退職手当共済

制度におきましては、先ほどから申し上げましたように、大体、最も多くなるのが三十数年後だと思ひますが、そういう平準化したときにおきましても大体給付の総額は約四億円ぐらいだろうと私も思つております。それを国と都道府県が三分の二を負担いたしますと、施設長が負担いたしますのは一億何千万円という程度でございまして、この程度のこと

でございますならば、あえて積立方式というものをとつておかないで、その年のあれでもつてまかなえるんじゃないかと。それから、積立方式をとるとなると、それに伴ひまして非常にむずかしい問題が出てくるわけでございます。ことに物価との関連というやうな問題が出て、これは今でも大きな問題として厚生年金等に問題になっておるわけです。で、私どももいたしましては、そういう無理をして積立方式をとらなくても、これでまかなえるということなら、もしそういうふうならばこの方がいいというところが第一でございしますが、さらに、もし積立方式をとるといたしますと、その将来の分についての見合分も今からかけねばならないと、こういうことになるわけでございます。そこで私どもは、ちょっとずるいと申しましては恐縮でございますけれども、当面の問題をいたしまして、なるべく公務員並みにできるだけ多くの額を退職した人には差し上げたといふ、そしてしかも、それを負担する場合に、施設長が、経営者が負担できる程度にする、それも極力少なくして、というふうにしてあげたいと、こういうことでちょうど二律背反みたいでございします。掛金はなるべく

少なくして、そして給付はなるべく多くしたいというようなことを考えているわけで、さような点からいたしますと、この制度の運営自体において常に効率的運営を考えなければならぬし、何と申しまして、この積立方式ということになりまして、この分だけ掛金が余分になるわけであります。まだ民間の施設の方々も一〇〇多くな負担をしてでも給付をよくするため全力を注ぐというには、私どもも今後この制度を運営しながらお互いに啓発し合つてだんだんいいものにしていきたいと思ひます。最初からすぐそういう点までやりますと、先ほど御心配がありましたように、全部がこれに入ってくるというのを望ましいといひながら、それが二の足を踏むという人が出てきてはいけな、かような点を考慮いたしまして、今回は積立方式をとらないで、賦課方式をとったわけでありまして、大体労災保険なども賦課方式をとっておりまして、それから失業保険などにおきましてもやはりその本質は賦課方式であらうというふうに考えた次第でございます。

○坂本昭君 大体従来厚生省は、積立方式が非常に好きなのです。今度賦課方式をとるといふことは、だんだんと社会党の考えに近づいてきたということ、これはしかしそのことと今回のこの方式との問題については若干いろいろまだ議論する点があると思ひます。ただ、民間の人たちが積立方式を希望しておつたことは、その理由とする点は、まだほかにあつたと思うのです。それは退職金を望んでおること、これは当然であり、これによって非常に民間の社会事業家が喜んでい

ことも当然ですが、実は民間の人の希望は、やめるときに退職金もほしいが、ふだんから病氣になつた場合、あるいはいろいろな天災、地災にあつた場合に、そういう場合にも、何らかの補償をしてもらいたい、そういう希望があつた。そういう希望を満たすためには、賦課方式よりも積立方式で、言いかえれば単に退職金だけもらうだけでなくして、さらに一歩進んで厚生福利的付帯事業まで行なつてもらひたい、それによつて窮乏した社会事業家が生活に希望を持ち、自分の仕事に希望を持てるようになっていきたい、私にはそこねらいがあつたと思ひますが、そういう点では今回賦課方式をとるとしても、将来そういう事業の中に社会事業家の福利をはかるための付帯事業的のことをお考えになる、そういう計画、御意図はありませんか。

○政府委員(太宰博邦君) 積立金ができますれば、その積立金というものを有利に運営しながら、その一部をその関係の人たちの福利に使うということ、これは厚生年金でも、国民年金でもあるわけでありまして、しかし、当然それでいきますと、相当掛金の方もふえるわけでありまして、率直に申し上げまして、どうもそれはこの制度のねらいとしてはあくまでも副次的なものでございまして、やはりここではできるだけ、金もうけをやる事業ではございませぬから、少ない掛金で効率的な運営をして、そしてできるだけその限度で有利な退職金を上げる。これに徹した方がいんじゃないやなからうか。それから今の民間のそういう施設のいろいろな福祉をはかるような措置も考えて参らねばならぬと私どもは思つ

ておりますが、それは先ほど午前中出ました社会福祉事業振興会、あれは法律によりまして、社会福祉事業に従事する者の研修とか福利厚生というようにその目的の一つにあるわけですが、これはただいまのところは資金がどうも十分でないものでございまして、そこちからは率直に申しまして発足しておらないわけでありまして、近いうちにその資金の方でその辺のめどがつくようになりますれば、この振興会にそういうことをさせるようにした方がかえつて効率的でないか。まあ積立金ができるのもけっこうであります。その運用をめぐりまして、またすつたもんだの議論が出て、いろいろ、必ずしも私どもそれが望ましいと思ひ上げるわけにもいかぬ面もござい

○坂本昭君 積立金のことについては、これは厚生省あまり遠慮しない、私たちが社会党は、大蔵省の資金運用部資金に入つていく厚生省からの積立金は全部厚生省に差し上げようと思つてゐるのですから、あなたの方で遠慮しないで使つていただけるようにお願いしたいのです。そこで第一この定義のところにあります第一項の問題ですが、民間の社会福祉事業に従事しておられるすべての職員の方々はみんなこの対象になるといふうな気持を持っておられるんだと私は承るのです。ところが、実は

この措置を受ける施設にのみ限定をして、措置を受ける施設ということですね。そこで、たとえば団体は対象外になつてきます。たとえば全社協とか県社協ですね、こうした一番社会事業家としての各地域のベテランの方々は、この団体におりながらこれは対象外になつてくる。もちろん施設の職員は入ることができるんだけれども、その施設を経営している団体の諸君は入れない。こういう矛盾も起こってくる。この点については今後どういふふうな措置されるお考えですか。

○政府委員(太宰博邦君) これは先般補足説明の際にもちよつと申し上げたのでありますが、民間の社会福祉施設全部を取り入れるとまでは至つておりません。まあその中で公的な色彩のきわめて強い、援護、更生等の措置を委託したものにこれはしほりました。それは特にそういう施設におかれましては、本来国なり都道府県なり地方公共団体で行なうべきものをお願いしておる、その場合において、そこに働く職員の人たちにはせめて、給与の面もそうでございますが、この退職手当の面におきましても、その公立の施設に働いてゐる人たちと同じようなものをあげたいと、こういうふうな気持ちから出ておるものでありますから、さしあたりそういうものにしほつてこれをやつたわけでありまして、それで特に国、府県から合わせて三分の二という、まあほかのこういう類似の施設では補助としては見られない私どもとしては高率の補助と思ひますが、そういう補助を仰いでやるわけでございますので、その点からすべてをいれたいといふわけにいきません。特にそう

いう色彩の強いものに第一段階においてはしほつてやつて参つた。従いまして、社会福祉協議会のような団体あるいはこの同じ施設を経営しておられます、その本部に勤めてゐる人には適用はいたしません。その施設に、ずばりその施設で働いておる人ということに今日はしほつたわけでございます。お尋ねのそういう人たちにつきましては、やはり今後の問題として、まあ、この制度の発展の過程において私どもも参加していただくようにはいたしたいという気持はございしますけれども、今日のところは、先ほど申しました趣旨でこれはある程度しほらざるを得なかつたということをお断り承りた

○坂本昭君 次に、対象施設のうちで少し具体的な例をあげていきますと、売春防止法に規定する婦人保護施設、これは十二施設、約六十名、人数は少ないのですが、婦人保護施設ですね、これは第二五条の政令で定めるものの中にいれるおつもりですか。

○政府委員(太宰博邦君) お尋ねの通り政令でいれるつもりでございます。

○坂本昭君 同じように、今度は法務省関係の更生緊急保護法に規定する更生保護施設、これが百七十四施設、約六百名あります。これは法務省で見えておる更生保護会が運営しているようですが、これも実は果費が全然出されてないという関係で今度の対象施設になつておりませぬが、これも今の第五項に入れるお含みですか。

○政府委員(太宰博邦君) 更生緊急保護法によりまして更生保護関係の施設は、お話にもございしましたように、都道府県の責任はないわけでございます。い

振興会が契約の締結を拒絶するための四項には、「厚生省令で定める正当な

理由」というのがありますが、これはたとえばどういうことをさしているのですか。

○政府委員(太宰博邦君) これは、ただいま考えておりますのは、まあ考えたくはないのでございますが、借金なんか未払いがあったり、遅払いがあったりするような施設でございますね。そういうような施設を入れます場合においては、こちらの方もほんとうにがっちりやっていくくれるかどうか期待も持てない。そういうものは、こちらは、必要な金はみんなが出し合うのでありますから、ほんとうに協力的な気持でやってもらわなければ困るわけですから、その協力関係に信頼が置けないような場合は遠慮してもらおう。それからもう一つは、先ほどと逆でございますが、施設によってはそうたくさんないと思いますが、この制度よりも非常に有利な退職制度ができておつて、あえてこんなものに入らぬでもいいというもの、これはないといふのは限らぬ。そういうようなものでございますれば、国や公共団体が高率の補助をしてまでそういうものに、あえて入ってもらわなくてもいい、そういうようなことがあるいはあるかと思ひます。その程度のものであると思ひます。

○坂本昭君 第七條で退職手当金の支給の項ですが、第六條の第二項の第一号を除いて、第六條によつて契約が解除になり、その後退職しても退職手当金は支給されないということになっています。被契約者は、これは施設の経営者、職員は受益者、そういう關係になつておりますので、職員には何ら責任がないにもかかわらず、その利益を喪失するということは、職員にとつ

てきわめて不利であると思うのですね。この退職手当金の支給についての件、この件はどういうふうにお扱いになるおつもりですか。

○政府委員(太宰博邦君) これは中小企業退職金共済制度などと違ひまして、掛金を積み立てるという方式でなしに、毎年の給付総額をみんなで分担するいわゆるお話の賦課方式をとっているわけでありませう。そこで、当然、こういう制度は、みんなが協力し合つて、そうしてこの制度がうまくいくために協力し合うということが前提でございまして、退職金を支給いたします場合も、やっぱり通常考えられる場合退職を頭に置きまして、そういう場合の退職というものについてできるだけ有利な退職金を差し上げる。そこで、通常考えられる普通の退職と申しますより、第六条の二項一号にございますように、まあ本人が自然退職する以外には、共済契約者が施設を廃止したとか、あるいは経営者がかわつたとか、こういうような場合は、それに伴つて退職するということがあるわけです。このあとで申しました経営者でなくなつた場合につきましては……。

○坂本昭君 これは除くのですよ、これ以外のことですね。

○政府委員(太宰博邦君)　その他の場合は、本来の退職金とみなされない場合でございますから、そういうものは先ほど来申し上げました退職率などの計算の際に入っておらないわけです。しかもこの場合は、下手をいたしますと、悪用されると言つては何でございますが、場合によりますと、非常に弊害の起る余地がないではないと思つたのでございまして、たとえば、六条

の第四項によって、すべての被共済職員の同意を得たならば解除することができる、こういうことになりま

と、たとえば急にまとまった金がほしいというような場合に、相談して、あるいは経営者の圧力をもってみんなの同意を得たりして、こういう規定によってまとまった退職金を得る。第四条の方でも、ごらんのように、負担金に比較いたしました手当金の額が相当よいのでございまして、たとえば二年ぐらいでもってやめるとなりますと、二百円かなんば当たり出して、九千六百円かもらうというようなことでして、まあそんなのが間々起こっちゃ大へんでございますが、やはりそういうことも制度としては考えねばならぬ。そういうようなことも防がねばなりません。それからまた、掛金を滞納しておったり、それから不正行為をやったという場合におきましては、これはどこのあれにおきまして、そういう方々について退職金のあれを制限するということは、これはいたし方ないのでございます、かような点から、結局退職手当金の支給という場合において、その退職というものがやはり本来考えられておる退職ということにこれをしほり、そしてそれに対してみんな

が協力する。その協力義務を果たさな
いというような場合においては、他の
加入者の利益を守るために契約は解除
しますけれども、その場合に退職金は
やらない、こういうふうにしたわけで
あります。ただし、その場合におきま
しても、そこに働いております被共済
職員の立場は保護しなければなりません
ので、この職員の方々が他の施設に
参りました場合においては、その期間

も通算するように、第十一条においてその措置を講じておる次第でございます。

○坂本昭君　その通算の問題はともかくとして、たとえば経営者が納付期限後二カ月以内に掛金を納付しなかったような場合には退職金を受け取ることができない、そういう場合の措置は、これは悪意に解釈しないで、善意に解釈して、何らかの措置ができないかという事です。

○政府委員(太宰傅邦君)　掛金はそう大した額でございませぬので、私どもといたしましては、大体経営者はみんな協力してくれる。また、それも可能である。そこで、納付期限が来ましても、それからさらに二カ月たつても納めてくれない、こういう場合は、やはり、普通の場合ならば、協力の責務を果たしていないものだとも考えなければならぬ。もちろん、たとえば天災とか、何か災害その他によりまして、意思があつてもできないという場合がある。これは当然延期させるように法律の中で措置してございますが、通常の場合でございますれば、協力を求めて、そうむずかしくない、当然それくらいしてくれてしかるべきだと思われるものの義務は果たしていただき

たい。それでなければこの制度というものが成り立たないのじゃないか。かような点につきまして、中小企業退職共済と違いまして、こちらは賦課方式をとっている点もございまして、この場合は解約するとともに退職金は支給しない、こういうふうにいたしておるわけでございます。

○坂本昭君 次は第八条の金額の点ですが、「政令で定める八千円を下らな

い額」という、この一八千円を下らない」とされた根拠については、先ほど来

七・五％、こういうものは含めてお考えになつてゐるかどうか、簡明にお答えして下さい。

○政府委員（太宰博邦君） これは、国家公務員の場合でございますが、最終俸給ということになっておりますが、民間の施設でございますので、給与体系もできておりませんいたしますので、どうもこれをとるわけに参らないわけであります。しかも、国なり府県の高率の補助でもつてこの制度を維持していきますためには、やはり公平に各施設の職員にその国なり地方公共団体の制度の恩恵の趣旨が及ぶ、こういう点からいたしまして、その基本額はある程度低くならざるを得ない、これはいたし方ないと思うのでございます。それで、この「八千円を下らない額」といたしましたのは、三十五年の四月に実態調査によりまして、大体極端に低いところをとりました平均の本俸額が約六千三百円でございます。先ほどからお話がありました保育所などはもっと低いのでございますが、そういう低いものは一応除きまし

て、六千三百円と押えまして、これが、その後一年以上勤務した者が六千三百円、それにベース・アップが一・九％と七・五％、合わせて約二〇％のベース・アップ、それをいたしますと七千五、六百円になるかと思いが、その辺を押えましてそれをまろくといいますが、有利にしまして八千円。従いまして、この八千円を下らない額でそうして政令で定めるつもりで

ありますが、まあ最初はそういう意味で八千円を私どもとしては一応めんどしておるわけでございます。今後そういうベース・アップが行なわれますような場合にはこの額についてもだんだん改善して参りたい、かように考えておるわけであります。

○坂本昭君 次に第九条の第二項で業務上の負傷、疾病による廃疾、死亡による退職の特例を二十五年以上としてありますが、二十五年以下の場合、なぜこれに該当させないのか。業務上のときはこういうふうに二十五年で区切るといふうなことはしない方がむしろよろしいではないか、私はそう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(太宰博邦君) これはちよつとお読み間違いでございます。第九条の二項につきましても、二十五年以上というものはございせん。十年以内に過ぎましても最初から百分の百五十、この率によつて計算して参ります。業務上年齢に達してあります。

○坂本昭君 そうですか。それでは業務上による場合には二十五年で差別はしていないのですか。

○政府委員(太宰博邦君) そこに各号にかかつてあるその通りでございます。第三表を参らん下さいと、業務上の場合についてはやっぱり一年からずつとお示してございます。それで御了承いただきたいと思ひます。

○坂本昭君 第九条の二項に「政令で定める程度の廃疾の状態」これは何か基準を置いてお作りになりますか。

○政府委員(太宰博邦君) これは厚生年金保険の障害年金を支給する程度をもつてこれを考えております。大体これは国家公務員の退職手当法になら

て、同じような条文がございますので、それに従つたわけです。

○坂本昭君 それから十一條の被共済職員期間の計算の点で、職員が退職をして別の施設に就職して再び被共済職員となつた場合、こういうときでも退職時に退職手当金が支給されてその前後の期間を通算するという事になつていない。これは非常に職員にとつて不利だと思ふのですが、こういう点について何らかこれを是正する御意図はないですか。

○政府委員(太宰博邦君) ただいま通算の問題でございますが、これは私どももかように考えております。

まあ退職金の性格については、午前中いろいろ意見があつたということを伺ひましたが、まあどちらにいたしましても、その施設に長い間勤務していただいた方々に対して、その施設をやる場合に支給されるものでございす。これはやはり本来ならば、これは通算というものはおかしいので、その施設々々のその職を去るそのまじわにおいて考えるべきものではなからうか。これは厚生年金とかいうような、将来二十年なり何年か勤めた後に年金をもらう。そういう場合においてたまたま二十年満たないために全部棒に振るといふような場合とはちよつと考へ方が違ふわけであります。そして本来の退職でございすれば、やはり、この退職手当がそこで支給された方がいいのでありまして、もしその退職手当が支給されないで通算するといふことになりまると、場合によつては、また必ずしも通算が有利でないといふ場合もあるわけでございすので、何十年か後において、最後の場合において

その施設が義務を果たさぬために先ほどの解除になつて退職手当を棒に振るといふうなことはないでもないわけでありまうから、その点から言ひましても必ずしも有利とは思ひせん。それで、これはやはり本来退職手当が出るべきときには差し上げるようにした方がいいのではないか。そこで十一條の第五項におきまして、それが先ほど申しましたように、施設の上で協力義務を果たさぬために解除になつた。その場合に退職手当を支給しないといふことになりまると、その被共済職員の方々が非常に失望いたすわけでございます。その点からいへば、その期間に通過して上げたならば、その期間に通過して上げたようにしようといふことを第五項に書いてあるのであります。第五項の文章がちよつと読みづらくて大へん申しわけないのでありますが、一年以上被共済職員であつた人が、それぞれの理由で解除された場合には、その者が五年以内に他の施設に就職せられた場合において規定を設けまして、そういう方々の不利というものはこれは排除した、かようなことでございす。

○坂本昭君 第十六條の納付期限のところ、当該事業年度の五月三十一日というものが期限になっております。このとき、人員の確認、つまり被共済職員の確認あるいは全額計算、そういうものはどういうふうにして行なうのか。

それから、「納付することができない」と認めるといふのが第二項にありますね。十六條の二項、納付することができないと認める基準、これはどう

いうふうにお考えになつてゐるか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(太宰博邦君) これは大体賦課方式でございすから、当該年度にどれだけの退職者が出、その方々にとどの程度の退職金を支給しなければならぬかといふものをあらかじめ計算いたしまして、それを現在加盟しておられます施設にその従業員の頭割りで納めていただく、こういうことを考へておるわけですが、その大体的職員の数は、前年の十月一日を基礎にいたしておりまして全部毎年調査いたしたい、その数字を基礎としてはじき出した、かように考へております。その後、施設が新しく加盟する施設あるいはこの施設の経営規模が変わつたという場合は、その分は手直しいたしますが、大体そういうことにして計算をして納めていただく。納めていただくものは、やめる方はこの四月一日以降あるわけでございすから、それの資金に窮しないために、大体当該事業年度の始まりから二カ月以内、こういうふうにした。これが五月三十一日、これが原則でございす。

なお、この二項の「災害その他やむを得ない理由」云々という場合でございす。格別だいたいのところは、この災害のほかには思ひ当たるところもないわけでありまうが、まあ何らかの不測の事態によつて掛金の納付が客観的におくれるといふこともあり得ようかと思ひますので、そういうやむを得ない理由によつて云々という規定をいたしたわけでございす。

○坂本昭君 最後に御尋ねしたいのは振興会の問題です。つまり経営の出資の主体の問題で、まず最初に何つてお

きたいのは、先ほど七億円の融資をしておられるということですが、現在の振興会の運営の内容がどうであるかということ、それから業務方法書、現在の業務内容がわかる何か資料があればそれをいただきたいと思います。そうすれば簡単な説明だけで、現在振興会はどういう運営をしているか。その内容の詳しいものは資料としていただきたいと思います。

○政府委員(太宰博邦君) 先ほど申し上げましたように、これは政府の出資額を原資といたしまして、そして毎年民間社会福祉事業施設に長期低利の融資をいたしてあります。それで七億円でございす。大体貸付額の実績を見ますと、三十三年で一億九千六百万、三十四年度で二億三千八百万、三十五年度がおそらく二億七千万くらいになつておるかと思ひます。それだけのもを先ほどの原資として、前から貸し付けたもの、戻つたもの等によりまして回転して貸し付けてあります。貸付のおもな先は社会福祉法人の設備費、それから災害復旧費等がおもでありまして、若干運転資金もございす。が、まずまず設備資金と災害復旧がおもなものであります。貸付利率は年利五分一厘、償還は従来十年以内でございまして、本年から改正いたしまして特別の場合二十年までにこれを延ばすといふうなことでいたす。詳細はお言葉によりまして何か資料で差し上げることで了承いただきたいと思ひます。

○坂本昭君 そこで一番問題は、先ほども厚生大臣にいろいろと今後の運営の機構についてお尋ねしたのでありますが、現在の理事会並びに理事長の選任は、

と努力をして参りたいというふうに思っています。

○坂本昭君 先ほど振興会の現状と、それから今後の退職手当金の問題について、事務機構をお尋ねしましたときに、局長の答弁で、現にある社会福祉協議会の協力を求めるというふうな御説明もあつたわけでありました。私はこの際、従来の五人の理事者で運営されるという形ではなくて、別に運営審議会、運営委員会、そういう機構を設けて、その数も、これは十数名が適当であらうと思いますが、その中には今の社会福祉協議会の代表、これには御承知の通り、各界の県社協もあれば、またそれをまとめた全社協もあります。この社会福祉協議会の代表、それから施設の代表、施設経営者の代表です。ね、それから従事者の代表、それから学識経験者、いわばこういう四者構成と申しますか、こういう形で運営をしていったらいいかと思うのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(吉井喜實君) 具体的な案をお示しになってお尋ねであります。が、その辺も含めて、実情をよく検討して、改めるべきものだというなら改めましょうし、十分含めて検討をさせていたきたいと思います。

○坂本昭君 それでは最後に、今回のこの法律——社会福祉施設職員退職手当共済法案につきまして、午前からずっと検討して参りましたが、多年社会事業家、特に民間の苦しい経営をしておられる方々、また、献身的な仕事をしておられた職員の方々が、多年待望しておりましたこの退職手当金の制度ができたということについては、われわれもその努力に対し敬意を表するも

のでございます。しかしながら、退職金の額は比較的公務員に準じてまいりささか見劣りするものでありますが、一番大事な点は、毎月々々の生活をささえる基本的な賃金が、これは非常に低い。局長の説明によつても、東京都内におきましては、民間の場合は公的の保育所の半分くらいにしかすぎない。しかも建物も悪く、人員も少なく、非常に悪い労働条件のもとに働かされております。従つて、こういう退職金だけで、社会事業家が新しい希望をもって、勤労意欲を満たして、福祉国家を作り上げるために邁進していただけるとするには、われわれとしてはあまりにもお粗末なように思うのでござい

ます。今後それらの点について、今回の退職金のこの法案を樹立するとともに、特に大臣の今後についての御決意を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉井喜實君) 退職手当金そのものも貧弱とおっしゃるなら、そういううらみがあると思うのであります。今後経済成長政策も一方やつていくことでありますし、従つて、所得全体の水準を上げようという努力もいたしていただくべきでありますから、退職金自体についても、このままではいづまでも置いておけるものと私は思つておりません。さらに改善し、向上させていく努力をすべきなんだと思つておりますし、同時に、今日の給与のベースが低いということは各方面から指摘をされておる問題であります。この事業が事業でありますから、これに対しては大いに率直な気持ちでやつていただい

ておる点には非常に敬意を表しますけれども、それは言つても、あまり給与が低いということは考えもんで、大きに問題でありますし、今回七・五割というのも必ずしも満足しておるわけじゃないのであります。ただ、財務当局はもういかにしてもこれは強い反対、消極論でありまして、七・五割上げますにもずいぶん困難があります。私どもとしては一向満足しておるわけじゃないので、引き続き全面的に給与改善という方向に極力精一ぱいの努力をしたいという考えでおりますので、その考えを率直に申し上げておきたいと思ひます。

○坂本昭君 特に最近の傾向を見ますと、都会地では保母さんの求職の数が少なくなつてきております。保母さんを得るために非常に地域的には困難な地域がある。しかも保母さんの平均勤務年数は七年、比較的短い期間にやめられる。こういう人たちが、若い御婦人が積極的に保育事業といった、こういうような面で活躍のできるように十分な御配慮をいただけたらどうか。また、さらに今回のこうした退職金の手当によつて、今後二十年、三十年する方はよろしいのですが、従来のように二十年、三十年苦勞して働いてきて、そしてあと一年あるいは十一月とゆうようなことでやめられることでやめられる人に対しては、これは非常に退職金の点でお気の毒な点が多々出てくると思ひます。それらについてどういうふうな処置をいただけたら、この際伺つておきたい。

○国務大臣(吉井喜實君) 特に保母さんの待遇が低いという点は、まことに同感の点が多いのであります。安い給与にもかかわらずこの仕事をやっていただいております。このことで、まことに敬意を表する、ありがたいことだとは

思ひますけれども、さらばといつてはうっておくわけにはいきませんから、引き上げ、改善に努力をしなければならぬと思つております。これについて従来とも一方措置費が高いという議論もありまして、それで負担が非常にふえるということでは、まことに気のきかぬものでもありません。そういう方面もあわせ考えつ、しかし、給与を改善するように、その方向に極力努力をしたいと思つております。なおまた、退職手当金制度が初めて行なわれましたために、今までのことが大いに気になる点であります。この点は従来とも経済の非常に余裕のあるところはもうすでに自分でこういう制度を行なつておいでになるところもありますし、われわれの方でそのつもりで接触しますならば、理解を得て、各施設で考えていただけたらいいところもあるいは相当あるかもしれないと思ひます。しよせんはその施設で経済が許すか許さぬかということにもなりますが、できるところもあるかもしれないと思ひますし、その辺については事情を含みまして、過去の関係についてもできるだけこういう制度を作った趣旨が広がって及ぶように行政の運用の上で努力をしていきたいと考えております。

○委員長(吉武恵市君) 速記をやめて。(速記中止)

○委員長(吉武恵市君) 速記をつけて。それではほかに御質疑はございませうか。別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

なお、修正意見のおありの方は討論中にお述べを願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

これより採決に入ります。社会福祉施設職員退職手当共済法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願ひます。

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よつて社会福祉施設職員退職手当共済法案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

昭和三十六年五月四日印刷

昭和三十六年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局